

## 令和元年関川村議会 9 月（第 7 回）定例会議会議録（第 1 号）

### ○議事日程

令和元年 9 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
  
- 第 5 報告第 9 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1 号 平成 3 0 年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2 号 平成 3 0 年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第 5 0 号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 1 号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 5 2 号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 5 3 号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 5 4 号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 5 5 号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 5 6 号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 5 7 号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 5 8 号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 7 議案第 5 9 号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 6 0 号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9 議案第 6 1 号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 9 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 第 6 認定第 1 号 平成30年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2 号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第50号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第51号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第52号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第53号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部を改正する条例
- 第12 議案第54号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第55号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第56号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第57号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第58号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第59号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第60号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第61号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君	
副	村	長	宮	島	克己君	
教	育	長	佐	藤	修一君	
総	務	政	策	課	長	野本誠君
住	民	税	務	課	長	渡邊浩一君
健	康	福	祉	課	長	佐藤充代君

農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	渡 邊 隆 久 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君
住民税務課参事	富 樫 佐 一 郎 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
観光地域政策室長	大 島 祐 治 君
代表監査委員	大 戸 三 男 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 任	石 山 洋 介

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和元年9月第7回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、伊藤敏哉さん、5番、小澤 仁さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。小澤さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る9月3日、役場第2会議室において、令和元年9月（第7回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、平成30年度の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。

各常任委員会終了後から13日及び17日は決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

18日から20日までは、議案調整、各委員長の事務整理日として休会とします。

24日は午後3時30分から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を

行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告第9号は平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告を求め質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号は平成30年度の各会計及び水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第50号から議案第52号までは条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第53号は条例の全部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第54号から議案第57号までは条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第58号から議案第61号は各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は8月29日正午で締め切り、7名が本定例会議において質問を行います。

次に、請願陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要なものは9月24日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

---

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年6月から7月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

第6回臨時会議後、議員派遣の必要があるものについて議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から定例会開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

村議会改選後の初めての定例会議となりました。議員の皆様には、大変ご多用のところ、令和元年村議会9月定例会議にお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

本定例会議にご提案いたしますのは、財政指数等の報告案件1件、決算の認定案件2件、条例の改正案件8件、それと補正予算案件が4件、以上、合わせまして15件であります。

追って上程の際に詳細にご説明を申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名です。発言を許します。

初めに、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） それでは、一般質問をさせていただきます。

今、村が抱えている問題の一つ、スキー場に関しての今後、村の扱いについて質問させていただきます。

去る4月に開催されました全員協議会で、村長からわかぶな高原スキー場の現在の経営状況について説明がありました。

村は、わかぶな高原スキー場への支援はしないとの話でありました。その後、2月、3月、4月の電気料金が滞っていたため、本来であれば、わかぶな高原が支払うという約束になっていました

けれども、支払いが滞ったために村が支払ったと、そういう経過がありました。

また、わかぶな高原スキー場はオープン以来、もう30年過ぎております。そんな中で一部の設備は老朽化して何か安全面で心配される部分があります。

このような状況の中で今シーズンに向けて準備に入る時期が迫っております。このことを踏まえて次の質問をさせていただきます。

今後、村はどのような形でわかぶな高原スキー場とかかわっていくのか。

2つ目、電力会社との契約を村ではなく、直接わかぶな高原スキー場に変更できないのか。

3つ目、設備の老朽化で安全面が心配されるが、わかぶな高原スキー場の所有者として村はどのように考えているのか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伝議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の株式会社わかぶな高原とのかかわり方についてのご質問でございます。既に5月の臨時会でも申し上げましたとおり、スキー場における新たな設備投資や株式会社わかぶな高原への補助金の支出は考えておりませんし、そのことにつきましては、既に会社にもお答えをしているところでございます。

会社の資金繰りが厳しい中でこの冬のスキー場のオープンは大変厳しいのではないかとということで5月議会でも申し上げたところでございますけれども、今後、仮にスキー場がオープンすることになれば、これまで同様に土地、建物につきましては無償貸し付けを行ってまいりたいと考えている次第でございます。

2点目の電力契約の契約者名義の変更ということだと思います。リフトにかかる電力につきましては月々の維持費だけでも高額な費用を要しますので、この4月22日に電力契約を解除をしております。スキー場が再開することになった場合の電力契約につきましては、株式会社わかぶな高原と電力会社との間で直接契約をするということが望ましいわけでございますので、その方向で調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目の施設の老朽化に関しての村の考えについてということでございます。村と株式会社わかぶな高原との使用貸借契約の中では、スキー場施設について村は維持補修等の責めを負わないということ。2つ目には、スキー場の施設にかかわる事故による責任は全て会社が負うということで合意がなされております。しかしながら、スキー場施設は村の所有となっておりますので、この冬のスキー場がオープンされる場合には、会社に対し安全点検等を十分行った上で安全第一で営業していただくよう改めて要請をしたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） ただいま村長のほうからわかぶなスキー場に対しての今後の村のかかわり方について、全て3点とも明確な村の考えを聞かせていただきました。

この中で私のこの中にはなかったんですけども、電力会社の契約、今、契約で交わされているのが地権者との契約もあるわけですけども、もしよろしければ、今後、例えばわかぶな高原スキー場がずっとスキー場として継続してやっていくと、そういう意思があつて3年間で今現在、地権者との契約が切れるわけですけども、わかぶな高原スキー場がずっとスキー場としてやっていくといった場合、村は地権者との関係はどう考えていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 村と地権者との賃貸借契約の今後のあり方ということだと思います。私が村長に就任して以来、スキー場問題というのは、この村にとって大変重要な課題と考えておりますので、これまで土地の賃貸借につきまして全ての地権者から同意を得ようということで再三協議し、努力をしてみりましたが、村の行政に対する不信感があるためか、一部の地権者からは同意を得られずに現在に至っている状況でございます。

今後、スキー場の運営に仮に見込みが立たない場合には、賃貸借契約はこれは更新することはなく、原状回復に向けての作業を行うこととなると存じます。

また、今ご指摘のとおり、仮にスキー場の運営が継続される場合と、こういう場合であっても、村と地権者との賃貸借契約が現在、困難な状況にあるということでございますので、円満な解決策としては、スキー事業者と地権者が直接賃貸借の契約の当事者となって新たな賃貸借契約を結ぶという方向が望ましいのではないかと現在、考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。じゃ、この契約が切れたら完全に村はスキー場とは関係なくなると、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 現状ですと、事情がどうあれ、地権者との関係はなかなか折り合いがつかないという状況でございますから、また一方で、スキー場の新しい希望が持てる状況に現在ございませんから、今現在の段階におきましては、契約更新は難しいだろうなというのが今の考えでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） もし、わかぶな高原スキー場がスキー場として撤退した場合、村として今ある施設、スキー場じゃなくても結構ですけども、何か有効利用する方法、村長の頭の中に何かありませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先の話にはなりますが、今、鷹ノ巣道路、国において高規格道路が建設していただいておりますし、そこには沼のインターがつくということになっております。そういう状況の中で、あの地域をそのままにしているのかどうかというのは大変疑問に残るところでございますが、なかなか今現在で新しい事業を検討するテーブルが地権者と村の間で整っていないという状況でございますから、さまざまな案は考えておりますが、時期を見ながら地権者の方々と協議するのがベストかなと思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。私もわかぶな高原スキー場、それはそれとして地権者とのつながりが一番大切じゃないかなと、そういうふうに考えております。その中で、今後、地権者とかかわり、今までどおりスキー場として運営するから貸してくれとか、そういう考えじゃなくて、いろんな村の将来の考えも踏まえて地権者とかかわっていったほうがいいんじゃないかなという感じがするんですけども、その辺、村長、どう考えていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） スキー場の問題は、地権者の一部の方からお聞きしましたが、かなり深いというか、歴史のあるさまざまな難しい問題がございますので、私も村長がかかわったわけですから過去のことは水に流して新たなことを考えようという提案はしているんですけども、いずれにしても、これまでの役場の対応をよしとされない方がおられますので、私もなるべくさまざまな地権者の方と話し合いながら、今後の将来に向けて話し合いができるテーブルをこれからしっかり築いていくように努力してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） これで終わります。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さんの一般質問に感想はありますか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） スキー場問題というのが、村における大きな課題の中の一つだということと、伝議員、おっしゃるとおり、まさにも今シーズンを営業をわかぶな高原スキー場がするんであれば、もをそろそろ準備に入らなければならない時期だなというところのタイミングでしたので、非常に村民の関心もあるところの質問だったと思います。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） ほかにありませんでしょうか。感想を終わります。

次に、8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田 広です。私は農業振興と道の駅の2点について質問をさせていただきます。

1点目、農業振興にもっと強力に支援をとということでございますが、農業振興については、ことしの3月定例会でも一般質問させていただきました。再度、追加ということで質問させていただきます。

ます。

ご承知のように、村の基幹産業は農業であると思っております。関川村は昭和42年の羽越水害で全村的に大きな被害をこうむりました。村の農地の六、七割くらいが被災し、一、二反田程度に復旧区画整理されましたが、災害前に比べれば区画は大きく整備されたところではありますが、災害復旧は原形復旧が原則でありまして、農地の集積などは行われませんでした。

その後、被災に遭わなかった農地は、国、県の補助事業を活用して順次2反田くらいに整備が進められました。しかし、機械化農業の時世から、現況では区割りも小さく自作地も点々とし集積もされていないため、作業ロスが多く収入も少ないのが現状であります。

そのようなことから、担い手の減少や高齢化などから、先人から受け継がれ育んできた農地も守れない状況になっているということを強く感じております。これから厳しい競争の中で農業を守り子孫に受け継いで安定した農業を営んでいくためにも、大区画整理等、農地の集積は必要不可欠です。そこで、まずは次のことを村長に伺います。

1つ目、村の農業、農地に対する現状をどのように感じているか。

2つ目、今後の関川村の農業をどのように導くつもりか。

3つ目、今、圃場整備を希望している地区、面積はどのくらいか。

4つ目、村の負担も大きい支援の考えは。

それと大きな2点目でございますけれども、道の駅並びに周辺の再整備について。今年度、予算には農産物直売所「あいさい市」の販売スペース拡大に300万円とリニューアル計画の策定に500万円が計上されています。これらの進捗状況とリニューアルの主なポイントを伺います。

また、「郷倉」についての村長の考えを伺います。

1等地にあつて多少の歴史的価値もあるということから、以前にはさまざまところで話題や議論になってきた施設ですが、土地、施設の活用等、村長はどのように考えているか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、農業振興についてでございます。村の農業、農地の現状についてどう感じているかとのご質問でございました。

女川の圃場整備は令和4年の完成に分けて工事も進捗をし、女川の地区では圃場整備への期待も高まりを見せておりますとともに、そうしたことから村内の他の地域におきましても、持続可能な農業を実現するという観点から圃場整備を進めていこうという動きが見られるところでございます。

一方、園芸については、一部の農家でトマトやブロッコリーの栽培、あるいは転作田を活用したコンニャク芋の栽培などの新たな取り組みも見られているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、耕作放棄地の拡大も進みつつありますし、ますます深刻化するのであろう担い手不足の問題など、農業・農地を取り巻く状況は大変厳しいものというふうに感じているところでございます。

次に、この村の農業をどのように導くかということのご質問でございます。平田議員からご指摘のとおり、担い手不足や高齢化などから先人から引き継いだ農地をそのまま維持することは難しく、効率的で安定した農業経営を実現するためには農地の大規模化や農地の集積は現在、不可欠となっていると考えているところでございます。

持続可能な農業を推進するためには、農業を個々の農家単位で捉えるのではなく、地域全体でどう維持するかという観点で考えなければなりません。村では、平成14年から村を5地区に分けて地区営農委員会を開催しておりますが、地域の課題を地域で考え、課題解決に向けてそれぞれの地域が主体となって取り組めるよう今後、この活動を活性化させていきたいと考えているところでございます。

具体的には、村が考えております地域の課題をお示しをし、地域で活発な議論をしていただくと。その結果、必要な事業については地域、村、そして、関係団体が連携しながら取り組んでいくと。こういうことによりまして、地域の農業の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、圃場整備を希望している地区面積についてのご質問でございますが、土地改良区からの情報によりますと、土地改良区管内で4地区、約290ヘクタールの要望があると聞いております。今後、事業内容及びその実施時期などの調整については、土地改良区と定期的に行う事業調整会議を通じて今後、行う予定としております。

次に、農業生産基盤事業に対する村の負担に対する考えについてでございますが、圃場整備などの土地改良事業は、村の基幹産業であります農業の振興につながるものでございます。また、農地、特に水田は農家の財産であると同時に、農村を形成する重要な一部でありますことから、村の相応の負担は必要な経費であると考えているところでございます。村としましては、この事業には多額の負担を伴いますことから、村の財政状況を踏まえつつ、計画予定地区の進捗状況などを見ながら計画的に事業に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、道の駅及び周辺の再整備に関するご質問にお答えをいたします。

まず、農産物直売所「あいさい市」の販売スペースの拡大についてでございますけれども、増築部分の仕様については運営母体であります「あいさい市」利用組合と調整を行ったところでございます。これとあわせてにぎわいの場を創設するために、ちぐら館と直売所までの駐車場の一部をお客様のくつろぎ空間として活用することとしました。なお、「あいさい市」の増築工事は11月中の竣工を目指して近々発注をする予定としております。

次に、道の駅のリニューアル計画の進捗状況と主なポイントについてのご質問でございます。

昨年度行いました職員によるワークショップの結果などをもとに、再編計画案づくりの検討をお願いいたしました委託先からリニューアルの方向を示した平面概略図3案の提出を受け、この案をもとに各課で実際に現地を歩きながら検討を加え概略図案の修正を行っているところでございます。今後、これを委託先にフィードバックしまして具体案の作成を行いたいと考えております。

道の駅のリニューアルは次の3つの視点から整備計画をつくりたいと現在考えているところでございます。

1点目は、人と車の動線の改善による利便性の向上についてでございます。道の駅を利用する観光客の皆様が安心して利用していただけるよう、人と車の動線に配慮した駐車スペースの拡大と観光バス等の大型バスと自家用車の駐車スペースの再配置でございます。

2点目は、誰でも楽しめる、そしてまた、子供たちがまた来たくくなるような空間づくりという点でございます。行政懇談会におきましても、道の駅で子供が遊べる場所をつくってほしいという要望をたくさんいただきました。中央の芝生広場や歴史と道の館の集落、森といった空間を活用し、観光客だけでなく、村に住む子供たちも楽しみ休憩できる憩いの場所を創出をしていきたいと考えております。

3点目は、健康増進エリアの充実でございます。村総合計画の中で健康づくり・スポーツの推進については、村の施策として重点を置いているところでございます。日帰り温泉施設「ゆ〜む」等、全天候型総合運動施設「ど〜む」は、これまでも多くの皆様に利用していただいておりますが、今後は施設間の連携を図るとともに、新たな健康増進施設の建設も計画をしていきたいと考えているところでございます。

将来的な計画につきましては、年内の素案の作成を終え村民の皆様へ提示し、ご意見をいただいた上で1月から2月ごろには計画を固めていきたいと考えているところでございます。

なお、車の駐車場の確保やお客様の安全確保など、早急に改善が必要と思われるものや最終案を待たずに並行して進められるものについては、具体的な事業費の試算も行っていきたいと考えているところでございます。

最後に、郷倉についてのご質問でございますが、この利活用につきましては村でも幾度となく検討をいたしました。しかしながら、ご存じのとおり、老朽化施設を安全な施設として改修するには相当の費用が必要であり、その活用方法を定めるまでには至っておらないというのが現状でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。大変前向きな回答をいただきましてありがたいと思っております。

まず、農業振興のほうでございますけれども、圃場整備の希望地区、全体で290ヘクタールほどあると。私も改良区に行って聞いてきました。大きなところで大島、それと両関、四ヶ字ですか、あと、七ヶ谷のほうで希望があるような話です。ほかにもまだ固まっているような話はないけれども、一般農家のほうでもおらのほうでもやってもらいたいんだと言うところがあるというふうに今聞いております。村も財政再建に取り組んでいるところでもございますので負担も厳しいかと思っておりますけれども、圃場整備や用水路整備など基盤整備には優先的に取り組んでもらいたいというふうに思っております。

まず、ハード面の区画整理、圃場整備についてですが、今、農業の就業人口はピーク時の2割以下、そのうち、65歳以上の高齢者が7割くらいだと言われております。今後、団塊世代も高齢化してリタイヤするの目目の前です。先祖伝来の農地を耕作放棄地にしないよう大区画化圃場整備を早急に進める必要があると思っているわけでございます。

昔、役場のほうの農林課のほうにも技術屋がいました、県営にならないところ、ほとんど県営になってはいなかったんですけども、団体として村が事業主体でやってきたんですが、今は事業規模に関係なくほとんど県営でできるという状況になっておりますし、地域の取りまとめ、事務的なことは改良区のほうでやっているということですけども、今の村の土地改良区の体制を見る限り、これ以上、新たに事業はふやせない、無理がある、そんな状況にあると私は思っております。

では、どうすればいいのかということでございますが、改良区のほうでは職員でも派遣してくれればいいのかというお話もございました。昔のように、新潟県土地改良連合団体に派遣を依頼するというのもございます。また、村長は、県職員出身でございますので県に派遣を依頼するというのもありますし、あるいは県土連や、連合会ですね、県、単体の土地改良区、それとJA、ほかに市町村の退職者を地域おこし協力隊として募集する、そういうことも考えられるわけですが。そのための人件費等、経費は村で面倒を見るという方法は考えられないのか、村長に考えをお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これから農地をしっかりと守っていくという意味におきましては、今、議員おっしゃったとおり、農地の大区画化というのは大変重要なことだと思っております。これからどんどんどんどんそういった県営の圃場整備事業が進むとなりますと、確かに今の体制の中でやれるのかどうかというのはあるかと思っております。

人的な支援についてのお話でございますけれども、具体的には土地改良区からお話を聞いていないところでございますけれども、事業をやれば、それだけの事業費もつくわけでございますけれども、問題は、費用というよりも人的対応ができるかどうかと、そういう技術、スキルのある人がいるかどうかという問題だと思っております。残念ながら、役場も今現在、圃場整備、今議員がおっしゃったように、昔のように技術職員がいてこの事業を専門にできる職員は、今現実におらないと

いう状況でございますから、まずはそういった専門知識を有する人たちを県土連からもらってくるのか、あるいは県の職員に協力してもらうか、そういうことも含めてこの圃場整備が今後、具体化して人が足りないという状況になった場合には、土地改良区ともよく相談しながら今後、そのことによって事業が進められないということにならないような対応をしっかりとしていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 人的な関係ですけれども、今の女川のほうでやっていますけれども、その前は県営でも荒川から神林、村上、朝日というふうにならずとやってきたんですね。ほかにも県のほうにもありましたし、その後、やるところなくなってきて、今、女川だけにほとんど県内、なくなってきたんですけれども、ここに来て一挙に県内でも朝日でも手を挙げてますし、県内でもそろそろやりたいというのが出てきたというふうに感じているんですが、今の体制でいって順にやれば時間がかかり過ぎるというふうに思うわけです。

そんな中で今、ほかの土地改良区でもずっとやってきた、その人たちがいつも手伝ってもいいよというようなことも言ってきているという話も聞きますし、できるだけ早く進むように段取ってもらいたいというふうに思うわけです。今の体制ですと、土地改良区、毎日残業しているそうなんですけれども、これ以上は無理だということが見えていますので、その辺、検討していただきたいというふうに思っております。

昔は村のほうで呼びかけたんですけれども、なかなか乗ってきてくれない。その当時は団体営で補助率も低い。50%くらいの補助でも皆、手を挙げて圃場整備やってくれというところもあったんですけれども、今の体制ですと、とても半分も出してなくてできる状況でないし、現状では県営事業でほとんど100%に近い状況でやれるというふうに聞いていますんで、これをチャンスと捉えて早急に取り組んでももらいたいと思うんですが、そういう意味で農家の期待に応えていただきたいということでございまして、再度、村長に前向きな回答をいただきたいというふうに思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 再度お答えいたしますが、圃場整備は、今お話ししましたとおり、幾つかの地区でございますのでその進捗度合いがどれぐらいになるかという問題もございまして、じゃ、それを一挙に全てのところを来年やるかとなると、実はことしまでは圃場整備の予算はついているんですけれども、さまざまな国県の情報を聞くと、次年度以降、かなり厳しくなるだろうというような状況もあります。ですから、村で職員を手当てをしても金が見つからないという状況もございまして、予算の確保、そして、計画の進捗状況、その辺も含めまして、先ほども申しましたとおり、体制ができるんだけれどもたまたま人員が確保できないから圃場整備が進まないということにはならない

ように、そこはしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） その辺、よろしく順調に進むような方向で考えていただきたいということでお願いします。

次に、ソフト面で農業の普及についてお伺いします。農業の普及、活性化のために津南町で今、県のほうから出向なんでしょうか、来てもらって農業の専門指導員ということで農業を元気にするというので派遣をしてもらっているというふうに聞いていますが、そんな同じような格好で農業の専門指導員、あるいはアドバイザー的存在でもいいですから県から派遣してもらおうということは考えられないか、その辺についてお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 役場内に職員が少なく専門職がとれないという、こういう職場におきましては、まさに農業振興などの専門知識、ノウハウ、技術的な知識を持っている職員が大変大事なと実は私も思っております。今、お話がありましたけれども、津南も人事交流という形で県の職員をいただいて町の職員を県に出しているという形をやっております。津南の場合は県の普及員を交流人事で確保しているということで聞いています。私どもも県との人事交流をやってはいますが、これまでは一般行政職同士の交流ということで現在、村の職員を県の市町村課に派遣をして勉強させておりますし、一方で今、教育委員会のほうに職員を県から派遣してもらっています。それは事務職でございます。今後は議員おっしゃったとおり、どうしても専門性が弱い小さな規模でございますから、技術職の交流というのを進めていきたいなと思っておりますが、ただ、それじゃすぐやれるかという、なかなかやれませんので、当面は津南に行っているのも農業改良普及員、県の普及員でございますから当面は村上地域振興局の普及員との連携というのを図って対応していきたいと思っております。議員おっしゃったとおり、そういった交流というのは大変大事だなと思っておりますので、今後、進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 来てもらっても1人、職員を出さねばないという格好になれば、余り意味ないような気がしますけれども、私、そういうアドバイスの存在ということで津南町のほうでは参事と、役場では参事という格好で来てもらっているというふうに聞いているんですけども、役場でいえば一応管理職になるんですが、そうすれば、逆に今は退職してもまだまだ働きたいという人が結構いると思うんです。そんな中で県とか、あるいはJA、JAも普及員いますし、JAとかの退職者で農業に明るい人を地域おこし協力隊として採用できないか。また、一時的であっても村の活性化になれば、必ずしも村に転入しなくてもいいかと思うんですけども、その辺ですね、地域おこし協力隊は年齢制限があるのか、あるいは村への在住を、必ず村に住まなければならないとい

うことになっているのか、一般職員でも、関川村の職員でも村外のほうに住居を移しているという人もあります。その辺についてちょっと伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、前段に県との人事交流の関係ですけれども、津南以外でも燕だったか三条だったかも普及員と交流、たしかしていると思うんですけれども、例外なく県の職員をもらうときには出さなきゃならない、これがルールになっていまして、この宮島副村長は例外ですけども、基本的には全部出すことになっているんですね。県の現役の技術者をもらうとなると、それだけをただくれということにはなかなか、県もかなり定数をしっかり管理していますから、出せば欠員になるわけですからどうしてもやっぱり人がいるということになりますので、なかなかもらいっ放しというのは難しいのかなということの実感がございます。

それと、今おっしゃったとおり、退職された方々でノウハウがあるというような方がおられればということでございますけれども、実際に農業に見識があつて人望もあつて、なおかつ意欲があるという方がおられるのであれば、それを協力隊で活用するというのは十分あり得る話かなと思いますが、ただ、協力隊については、年齢制限というのはないんですけれども、村内に住所を置くということが前提で、しかも、その時点で、今時点で村外の人というのはありますから、そこがちょっと制度上、例えば村の人を村の地域協力隊にするとか、あるいは地域協力隊にしたけれども、その人が住むのは新潟だとか、そういうことは制度上、できないことになっているわけでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 栗島浦のほうでは、荒川町がそういう地域協力隊で行っているとかありますんで、例えば、そっちのほうから村上市のほうから来てもらうと、それもやっぱり住所は関川村でないのだめということになるんですかね。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 活動する期間中は村内に住所を置くというのが前提だというふうに聞いております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 農業普及についてはまだいい機会があつたらそういう退職者を臨時的な地域おこし協力隊という格好で募っていただきたいというふうに思いますけれども。

次の道の駅について質問させていただきます。道の駅については、今、いろいろ計画案を練っている最中のございますので、いい方向に持っていくようお願いしたいと思います。大きく変えろとすれば、今の芝生広場とか、歴史館の裏、砂利の駐車場になっていますけれども、その部分が一番大きくメインになってくるのかなというふうに推察しておりますけれども、十分これから検討してもらいたいというふうに思っております。

それと、今、公社が公民館のほうに行きました。今まで公社のほうが入っていた事務所のほう、まるつきり現場のほうに行きますと、鍵かかっていましたけれども、書類等が入っているんだと思いますが、今、無料休憩所という格好で使用されていますけれども、もう少し活性化するような感じにならないかなというふうに思っております。

それと、レストランの「アチューロ」のほうですけれども、これだけの観光客からこれだけの道の駅で食堂がないなんてということを結構言われているそうなんですけれども、アチューロに限らず、レストランの早期再開を強く望んでいるんですけれども、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、次に、道の駅周辺の再整備についてなんですけれども、道の駅、また役場、渡邊邸、佐藤邸、東桂苑、歴史館、この周辺は村の中心で1等地であると私は思っているんですけれども、その中であって郷倉、村の災害や飢饉に備え昭和10年に建てられたという施設なんですけど、土蔵づくりの米倉ですが、夏場は中に入っても涼しいという建物です。現在は古い農機具などの保管倉庫になっています。この辺一帯は県の補助事業、下関、上関の広い意味での景観モデル地区に県から選定されまして宝のブックという冊子も作成されております。これがその本なんですけれども、私も大変、10年前につくった、参考にさせてもらっております。これを道の駅を計画される時、あるいは渡邊邸の大改修の折など機会あるごとに郷倉の活用が議論や話題になってきたところです。結論が出ない状況で今日に至っているんですけれども、当時は、やっぱりそこにちょっとした軽喫茶です、カフェとか、休憩所を含めた観光案内所という構想もありました。

ただ、建物を改修するのも新たに建てるのも、新築するのも経費は変わらないということでありました。しかしながら、この1等地に古い農機具などの保管倉庫ではもったいないというふうに入らうんですけれども、検討の余地はあると思ひますが、これについても村長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 郷倉の活用に関係でございますけれども、郷倉につきましては、数年前でしょうか、米沢街道道づくり検討会の皆様のご提案とご協力によりまして中の古い農機具等は全て撤去をして、旧の土沢小学校のほうに今現在置いているということで、郷倉の中は空の状況になっているところでございます。

ここの活用については、さまざまこれまで議論があったとお聞きをしております、例えば観光案内所にしたらどうか、あるいはカフェつくったらどうかという話もあつたりは聞いておるところでございます。カフェの提案につきましては、まず1つに、先ほど申しましたように、耐震化と水回りの工事というのはかなり金がかかるというような中で、カフェ機能については、今、東桂苑に東桂苑カフェということでその機能を持ってきているということでございます。じゃ、あの

施設を利用して何に使えばいいかと、なかなかいい知恵が浮かばない中で現状に至っているということでございまして、確におっしゃるとおり、1等地でございませけれども、あそこに観光の何かを置いてどういう流動をつくるかとか、なかなか難しい問題もございませるのでなかなか方策が見当たらないと。このまいますと、おっしゃったとおり、昭和9年から10年ごろ建ったということで老朽化をしておりますので、場合によっては、安全性の問題からこの老朽化が進んでおりますので解体ということも一つの選択肢としては考えざるを得ないのかなということを考えてございまして、要はあそこで何をすればいいのかというところがなかなか詰まり切っていないというのが現状でございませ。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 3年ぐらい前ですか、隣の旧斎藤医院からも土地、建物、買ってもらいたいということが村にお話がございませ。ただ、途中で向こうのほうの相続の関係もありませだめになったという経緯があるんですけども、結構この辺一帯がそういう景観の区域ということではございませんで、今後、その辺も含めていろいろなこと、この辺、活気づくような格好で考えていただきたいというふうに思うんですけども、よろしくお願ひませ。

村長の手腕を期待してございませるので、関川村をいい方向に導いてくださるようにお願ひませ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さんの一般質問に感想はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 再質問に対して、もうちょっと質問内容を明確にしたほうがよかつたんじゃないかなという感じがませ。余りにも質問内容を説明するための前置きが長かつたような感じで、質問内容を明確にしたほうが答弁者としてももうちょっと答弁しやすかつたんじゃないかというのはありませ。

○議長（渡邊秀雄君） そのほかございませんでしょうか。じゃ、感想を終わります。

次に、5番小澤 仁さん、どうぞ。

○5番（小澤 仁君） 私は2つの質問をませ。

1つ目、令和元年度の当初予算に計上されてる道の駅周辺整備事業計画策定業務委託料の500万円について。今も平田議員と同じ重複する形にはなりますが、31年度予算の概略説明のときに、「具体的なランドデザインはまだ決まていませ。今後いろいろな意見を集約しながら詰めていませ」という説明だつたので、年度の半分が経過しようとする中、次の事項を伺いませ。

1つ目、現在の進行状況と計画の完成時期をお願ひませ。

2つ目、道の駅の中で集客の核となる「旬彩ダイニングアチャーロ」の件です。8月まで事業者が決まらず、関川村自然環境管理公社で運営されてるというふうにお願ひませ。今までの経過と今後の見通しはというところをお願ひしたいと思ひませ。

質問の2つ目になります。少子高齢化、人口減少社会と言われて久しくなっている中がございます。高齢者ドライバーの事故のニュース等が毎日のように流れ、村民の中にも不安が高まっている昨今でございます。

昨今、運転免許証を返納する村民も出始めておりふえてきております。過去3年間の統計ですが、実は平成28年度の村上警察管内での統計というのが住所別で出ていなかったものですから、申しわけありません平成29年からになります。関川村での返納者が17人、平成30年が14人、ことしに入りまして6月末現在で8人となっております。高齢者の独居世帯、夫婦2人世帯がふえる中、また若い世代との同居世帯の中でも若手の方々は日中勤めに出て不在となるため、移動が困難な人、もしくは将来的には困難になるであろうと思われる村民も少なくないと考えます。

村の第6次総合計画の第1章、村の将来像の1節、村の将来の姿として豊かで住みよい活気のある村を目標としますとあります。交通の面で現状を考えたときに、医者に行く、行きたい、買い物に行く、行きたい、金融機関に行く、役場に行く、行きたい、いろんな場面で非常に困っている人、もしくは将来に不安があるという方々が「豊かで住みよい活気のある村」は遠くになってしまうのではないかと感じてしまいます。関川村が自立の村である以上、村独自の交通体系を整えることが急務であるというふうに私は考えます。ここで村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、第1点目の道の駅周辺整備事業の計画策定業務の進捗状況についてでございますが、先ほど平田議員のご質問にお答えしましたとおり、委託先から提出を受けた平面概略図3案について職員で検討を加え、この案の修正を現在、行っているところでございます。

将来的な計画につきましては、年内に素案の作成を終えて村の総合振興審議会の委員の皆さんとか、あるいは村民の皆様にも提示し、ご意見をいただいた上で1月から2月ごろには計画を固めたいと思っております。

この計画の完成時期につきましては、計画の内容や事業規模というのがまだ明らかになっておりませんので、そういうのを見ながら今後、判断していきたいと考えているところでございます。

次に、道の駅内にあります「アチェーロ」についてであります。アチェーロにつきましては4月に事業者がいなかったということで公募を開始し、引き合いはあったんですが本申し込みに至りませんでした。ゴールデンウィークを目前にしながら道の駅に食堂がないのはまずいなということで、臨時的、応急的な対応として自然環境管理公社によりまして5月のゴールデンウィーク、そして、にぎわう夏休み、8月の期間の営業を行ってまいったところでございます。

現在は新潟市の民間企業にお声がけをし、具体的な利用計画について現地を見ていただいた上で利用計画について検討をいただいているところでございます。

営業参入に当たっては、当然、民間会社ですから具体的な収支の試算等も行っていると、現在、そういうところを検討している段階だとお聞きしておりますので、村としては、その返事がいつになるのかということで心待ちに待っているのが現在の状況でございます。

次に、独自の村としての交通体系の整備についてでございます。議員おっしゃるとおり、高齢化がどんどん進んでいると。65歳以上の比率が40%を超えているという現状から、今後、ますます高齢者の移動手段の確保というのは大変大事になってくると考えております。

高齢者の移動について考えましたときに、まず考えなきゃいけないのが、医療機関への移動というのが特に大事なのかなと思っております。そのため、この6月から7月にかけて関川診療所の受診者に対しまして交通手段に対してアンケートの調査を実施をいたしました。その結果、半数の患者が自分で運転をしていると。3割の患者さんが家族などの車に乗せてもらって受診に来ていますよという状況がわかりました。受診者は全体的に高齢者の割合が高いことから、ここ数年のうちに、場合によっては運転ができなくなったり、あるいは運転に不安や危険を感じながらの運転というようになることも当然、想定されるわけでございます。

また、一方、地域福祉計画推進委員会のワーキンググループであります「やろでば会」の皆さんにおいても、移送に関するアンケート調査や地域懇談会を実施されておると聞いておりますので、その情報についてもいただくことになっているところでございます。

現在、高齢者の移動手段確保対策としまして具体的に検討しておりますのは、まずは村内の医療機関の利用に重点を置いたデマンド交通の構築であります。胎内市や村上市の事例についても聞いてまいりました。これらを参考にしながらこの村にふさわしいシステムをどう構築していくのかと、これを検討を進め、今後、タクシー会社や新潟運輸支局等との協議も進めるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。道の駅周辺整備に関しては、先ほどの平田議員への答弁もしっかりお答えいただいていますし、「アチューロ」に関して現在、新潟市の企業で検討中というお答えをいただきましたので、グランドデザインが固まってそれが実際に整備計画になるには計画次第だということも理解しました。関川村の顔と呼ばれる部分になりますので、早くというよりもよりよいものをつくっていききたいなという思いでございます。

2番目の移送の問題のところです。しっかり村長にもご検討いただけているなという答弁をいただいたと思います。

先ほど私のほうで数字を出させていただいた返納者の数なんですけれども、ぱっと見、余り多くないのかなというふうに捉えたんですが、実際に75歳以上の方でちょっと抜き出しをして15名ぐらいのところ私、聞きに行ってきたんですね。その15名の中で返納された方、1名でした。やっぱ

り家族の反対が強くて病気をきっかけに返納されたそうです。残りの14名の方、聞きに行ったときに、必ずしも全員が体調、万全じゃないんですよ。返納ってお考えになったことありますかと聞きましたら、家族にはずっと言われていると。車ももう大分古くて10年以上経過した車だったんですけど、車がだめになるか、おれがだめになるかだねという返事はもらったんですが、実際私が感じた中身は、返納できる方ってまだいいほうなんだなと。返納したくても生活があって移動しなければならぬ、返納できないというのが現状だと思います。村長、表に出てきている数字って、やっぱり近い将来、これは来るねという数字が、困難になるねという思いだと思うんですけど、入っていくと、もうちょっと厳しい状況でした。一刻も早い、とにかく医療機関だけでも、まずまずは医療機関だけでもというのも本当にやっていかなければならぬんだなというところがありました。

先ほど村長の話もありました「やろでば会」のほうで5集落のアンケート、9月末にまとめに入るそうです。あと懇談会が2つ終わりました、辰田新が9月3日に行われまして田麦千刈地域が昨晚、行われました。ここにいらっしゃる大島室長のほうもご出席されておりました。ちょっと私のほうでもお声がけをさせていただいて議員が3人ほど出席してきました。実は今、車持っていて運転されている方も、それほど自分の中で危機感感じてなかったのが現状です。もしかすると、やろでば会がとっている村民のアンケートの中には大丈夫という答えが多くなっていくのかなというイメージを持ちました。私がいろいろ調査した中で、やっぱりちょっと入っていかないとわからないなというところがあったんですけど、村長、済みません。通告にない質問なんですけど、例えば懇談会、村長、お忙しい中ではあると思うんですけども、時間があつたら村長もご出席いただけるかどうかだけお答えいただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） あれば出席します。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。じゃ、後で懇談会のスケジュール、村長のほうに明確にするように願いしておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤 仁さんの一般質問に感想はありませんか。感想なしと認めます。

休憩します。11時20分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしくお願ひします。

交流人口、関係人口増加への取り組みについて。関川村の人口が減少していく中、観光における交流人口、また多様なかかわりを持ち、関川村の応援団となっただけのような関係人口の増加への取り組みが重要と考えております。

加藤村長の本年度の施政方針の中では、これまで進めてきた交流人口、関係人口増加の取り組みをさらに進化させ継続していきたいとのことでありました。

そこで、下記の2団体との現在のかかわり、それから今後、その関係をさらに進化させていくような取り組みを検討していく考えがないか伺いたいと思います。

1点目が、いで湯の関川ふるさと会、2点目が、関川村人会、こちらの2つの団体についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、この村にとりまして交流人口あるいは関係人口の増加というのは大変重要な取り組みだと考えております。

お尋ねの1点目のいで湯の関川ふるさと会についてでございますが、設立から37年を迎え、会員数がこの9月11日現在で283人となっております。設立以来、年会費3万円を維持しながら年4回の物産発送や毎年2月に首都圏交流会を実施してきておるところでございます。現在、会員のさらなる増加を目的として首都圏での新聞広告の掲載や首都圏イベントのPRを行い会員増加に努めております。

ふるさと会の目的は、関川村をふるさととして感じてもらい、村と会員の交流を深めることにありますのでそのことを再認識をし、首都圏での交流のみならず、会員が村に訪問してもらえるような仕組みを考えなければなりません。したがって、この原点に立ち返り田植えツアーあるいは稲刈りツアーなど会員と村民との触れ合いに重点を置き、ふるさとを感じてもらえる事業に取り組み、交流人口の拡大につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、首都圏在住の関川村人会についてでございますが、現在、設立から38年を迎え、現在は193人の皆様に会員登録をいただいております。広報「せきかわ」をお届けし、首都圏でのイベントを告知させていただいているほか、役員の皆様にはイベントの手伝いにも参加をいただいております。また、会の事務局を村だけで行うのではなく、会員からも事務局に参加をしていただき運営を行っているところでございます。活動としては、夏、秋の2回、東京で交流会を開催しているのが現状でございます。再来年は交流会が40周年に当たりますので40周年記念交流会として村内で開催する方向で調整をしていきたいと思っております。これを機に会員の皆様と村民との交流が広まり、会員の皆様の村への訪問、その機会がふえればと願っているところでございます。

また、村人会はメンバーの高齢化が進んできておりますので、首都圏在住の若者に入会いただけ

るような組織改革や新たな会の発足など首都圏事務局と今後、協議をしてみたいと考えております。

一方で交流人口拡大の一つの策として新潟県内に在住する村出身者の会の設立が挙げられます。個人情報保護の関係で出身者の把握が難しい状況にあります。今後、新潟県内に在住する村出身者の会や村のイベント行事をサポートするサポートクラブの違いも視野に入れながら、県外だけでなしに交流人口、関係人口の増加につなげていきたいと今、検討をしているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、1つ目のふるさと会について再質問ですけれども、私ども、議会も何名かに分かれましてふるさと会の首都圏交流会に参加をしているところでありますけれども、この会の皆さんは、いわば関川村のファンクラブというふうな位置づけられるかと思うんですけれども、交流会でお聞きした中では、毎年、関川村に来られる方もおられるようでした。また、ふるさと会員には越後関川温泉郷の旅館宿泊料金の割引制度というのものもあるんですけれども、もし統計データがありましたら、前年度平成30年度の利用状況がわかればお聞かせいただきたいんですが、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 大島さん。

○観光地域政策室長（大島祐治君） お尋ねのありました越後関川温泉郷での宿泊割引についてですが、まずその制度につきましては、本人、ご家族の割引が10%、お友達を連れてきていただいた場合はそのお友達の価格5%の割引とさせていただいているところでございます。この制度につきましては、旅館組合さんの協力で設定された特典ということでと客策の一つではありますが、現段階で利用状況の調査を実施していない状況でございます。今後、把握に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 村長からお話があったんですけれども、これまでに関川村で開催したイベントに来ていただくような機会があったのか、またそういった東京から出発して村に来るようなツアーと申しますか、そういったものを企画したことがありましたらそういった部分をお聞かせいただきたいんですが、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） これまでふるさと会の会員様向けに関川村で開催したイベント、ツアーでございますが、昭和57年の募集開始以来、昭和59年から平成4年にかけて山菜取りツアー、カジカとりツアー、大したもん蛇まつり、キノコとり、ふるさと田んぼツアーと。それから田植え、稲刈りの農作業のツアー、こういったものを開催してきた経緯がございます。

ただ、平成4年以降、ツアーのニーズ変化で参加者の減が続き、平成5年以降は開催したりしな

かっつりの状況が続いているのが現状でございます。近年では2年前にホテル鑑賞ツアーの企画、こういったものを行いました、申し込みが2人ということでやむなく中止になったのが現状でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。確かに旅行のいろんな事情が変化している中ではあると思うんですけども、また機会がありましたら、そういった会員の皆さんのニーズなんか聞きながら、もしかすると、例えばお孫さんとか、そういった方も一緒に来れるような取り組みがあればまた違うんじゃないかと思えますんで、また若い人たちにも興味を持ってもらうような機会になればというふうに思いますので、そのあたり、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、村人会についてなんですけれども、こちらで東京で開催される総会にも議会で参加させていただいているところであります。この会の皆さんは、いわば関川村の応援団というふうに位置づけられるんでないかと思うんですけども、懇親会の席でいろいろお話しさせていただきました。村の近況をいろいろお聞きなさっている会員の方も、さすがに村出身の方でいらっしゃるの大勢いらっしゃいました。また同時に、自分の父親と同年代の方、もっと上の方が非常に多いという印象を受けました。村長のほうからもメンバーの高齢化というお話しあったんですけども、次の世代の会員の増強というのはどうしても必要じゃないかなと思います。私、お盆に同級生何人か東京から来た人たちと会ったんですけども、村会の存在ってわかるかと聞いたら、わからないというふうに言っていたので十分宣伝しておいたんですけども、そんな中でふるさと納税している同級生もいたのととても心強く感じたんですけども、何というんでしょうか、若い人に入っただくような取り組み、何とか検討していつてもらえないかと思うんですけども、その辺、いかがでございましょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員がおっしゃるご指摘のとおり、若い方がふえないとなかなか活性化しないといひましようか、提案、提言をいただくのも、やっぱり若い方々の視点からいただくというのもすごく大事なもので、何とか若者をふやせないかなということで担当のほうにもお話をし、事務局も含めてどんなやり方なら入るのか、昔だと、学校名簿とか何かで住所から全部わかってそれでダイレクトメールを送ったりする時代もありましたけれども、今はなかなかそれができないという状況なんで、そのやり方も含めてなるべく若い方が入ってくると。多分1人2人入ってくればその友達つながりでまた入ってくることもあると思いますので、パーフェクトでないにしても何らかの若い方が入っただくと。それをつてにまたふやしていくということも大事だろうと思っておりますので、事務局とも話をしながら対応を今後、検討していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、割と若い人たちも村のこと、大分気にしていただいている方が多いというのが実感でございますので、ぜひともよろしく願いしまして終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さんの一般質問に感想はありますか。感想なしと認めます。次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番高橋正之です。2点についてお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

1点目でございますが、お盆前に鷹ノ巣の観光地におきまして痛ましい事故が発生をいたしました。防護柵の不良整備が問題視されると考えているところではありますが、村長としては、防護柵の設置は考えておりますか。お伺いをいたします。

2点目でございますが、小澤議員と重複いたしますが、最近、高齢者による交通事故の多発、テレビ、新聞などで取り上げられて問題になっておりますが、高齢者の免許の返上がふえてっていると聞いております。そこで、高齢者でも誰でも利用できるようなデマンドサービスの整備が必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えします。

初めに、鷹ノ巣におきまして痛ましい事故によりましてお亡くなりになりました方に対しては、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆様にもお悔やみを申し上げる次第でございます。

ご指摘の事故がございました箇所につきましては、現在、トラロープ等で仮設の防護柵を設置しておりますが、この後、ご提案させていただきます補正予算の中で転落防止策設置工事費として100万円の補正予算を計上させていただいております。ご理解の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

なお、危険箇所の対応についてでございますが、久保橋と鮎谷橋の県道取り付け部分において柵がないため、転落のおそれがあるというご指摘をいただき、県にお願いをして対策を講じた事例もございますので、村のパトロール等で気づかない危険箇所がございましたら、皆さんからもぜひご連絡をいただければと思っておりますのでございます。

次に、デマンドサービスの整備の必要性についてでございますが、先ほど小澤議員からもその必要性も含めてご質問をいただいたところでございますし、それにお答えをさせていただきました。全てが全て一挙にいくわけにはいきませんから、まずは医療機関への交通対策ということに重点を充てる中で、次年度の事業実施に向けて協議を進めるよう努力していきたいと考えているところでござ

ざいます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。ただいま村長からお話がありましたように、今回の補正の計上させていただいておりましたが、通ることを切にお願いするところではありますが、今ほど言われた鮎谷橋、久保橋のたもについても一昨年、防護柵を設置していただきました。大変ありがとうございます。ということで、学校の通学路だとか、集落の要望に出てくるような点検をしなければならぬようなところが多々あるかと思っておりますので、その辺もひとつ点検整備のほうをよろしくお願いをしたいと思っております。

2点目でございますが、デマンドサービスの取り扱いなんです、高齢化社会と言われておりますこの時代であります。2年前であります、これ試験的に実施されておりますが、地域のほうではわかっていない人が多々多かったわけなんです。それで、今、申し上げたとおり、免許証の返上が結構今のところ、ふえているということで、これはもう考えていかなきゃならない時期ではなかろうかというふうに思うわけでございますので、ぜひ福祉の環境整備の充実ということでよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） 答弁は要りませんか。（「はい」の声あり）それでは、7番、高橋正之さんの一般質問を終わります。

次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。よろしくお願いいたします。

村の人口ビジョンの達成状況についてお伺いいたします。

村が平成27年度に策定、公表されました関川村人口ビジョンの達成状況についてお伺いします。当ビジョンは平成2016年から2025年、平成28年から令和7年度の10年間を対象に策定されました第6次関川村総合計画とあわせて策定されたものであります。

2015年の国勢調査での5,835人が国立社会保障人口問題研究所「以下、社人研という」の2060年には2,258人まで減少するという推計でございました。これに対して村の施策を総動員しまして3,400人台を維持するための計画でございます。この数字が公表されましたときには、私を含めまして多くの村民が村の人口は3,000人台になることへの驚きと不安を感じたところでございます。

当ビジョンでは、3つの柱として、①安心して子供を産み育てられる環境の整備（合計特殊出生率）1人の女性が一生に産む子供の平均数を上昇させる。②若い世代に選ばれる村づくり（人口の流入促進と流出抑制）、③観光や都市部との積極的な交流（交流人口の拡大を目指す）の3点を掲げ、人口減少対策に取り組むとされています。

今回は①の安心して子供を産み育てられる環境の整備の部分についてお伺いします。当ビジョンでは、国が示す2020年に出生率1.60に対しまして村の目標は1.80を目指し、続いて国の2040年に

2.07を達成するという目標に対しまして、村はそれを上回る2.20を目指すというふうにしています。2020年を来年に控え、村の出生率目標1.80の達成の見込みについての見解と人口ビジョン公表から今日までの出生率向上に向けた取り組みの実績についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の出生率目標の達成見込みについてでございます。平成27年度に策定いたしました人口ビジョンでは、当時、1.45だった出生率を令和2年には1.8と目標を掲げております。直近の統計データでは平成29年度までの数値が公表されており、平成29年度の出生率は2.0となっております。そういう意味では目標は達成しておりますが、人口の規模の小さな当村では偶然変動の影響を受けますので注意が必要となります。直近3カ年の出生率を平均いたしますと、1.71ということになっている状況でございます。

2点目の出生率向上に向けた取り組みの実績ということでございます。出生率をふやすためには若者が結婚後も定住できる環境が必要なことから住宅整備を行ってまいりました。また、課題が残りますものの、結婚を後押しするための婚活イベントの開催や助成も行ってきたところでございます。

次の段階に入ります出産を迎えるに当たってという意味では、妊婦健診の無料化、生まれた後は保健師の新生児訪問を初め、きめ細やかな訪問や相談体制の整備を行っております。また、不妊あるいは不育の治療費の助成につきましても制度を設けているところでございます。

子育てを支援するためには保育園におきまして一時保育、子育て支援センターの開設、村上市に委託する形ではありますけれども病後児保育センター、そして、急患診療所の開設などを行っております。また、保護者の経済負担を軽減するための施策としましては、多子世帯に対する保育料の軽減措置、あるいは医療費助成やワクチン接種の無料化などを行っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今ほど1点目の出生率につきましては、直近3年で1.71というご説明ございました。また、その前に平成29年には一時的にしても2.0だったというお話もございました。来年为目标年で1.80ですので直近1.71では予想の範囲を超えませんが少し達成は難しいのかなというふうにお聞きしました。

また、2つ目の出生率向上のための取り組みについては、妊娠あるいは子育て関係、あるいは病児保育関係で非常に多くのメニューの取り組みをお聞きしました。ただ、要は出産に至るまでの結婚という部分につきましては婚活イベント等というお話しございましたが、以前、議会の質問の中で余り成果というんでしょうか、成功例が少ないですというお話を聞いたのを記憶しております。

この人口ビジョンの第3節第1項には、結婚から妊娠、出産、育児とそれぞれの段階に応じた切

れ目のない子育て支援策を実施することで、さらなる出生率の向上を図りますとしております。

また、同ビジョンの第4節では、生産年齢人口の減少は経済活動への影響だけでなく、子育てや高齢者介護など福祉にかかわる人的資源の不足につながります。生産年齢人口を安定的に厚い層にするためには、年少人口を確保しておく必要があります。このようなことから、出生数をふやすことは最も重要だと言えますというふうに表記されております。

しかし、その対策が功を奏したとしても出生して成人となるまでに20年を要します。早急に、しかも長期的に安定した施策を講じる必要があると言えますというふうに表記されておりました。

ここで言いますところの切れ目のない支援策は実施されているかという点でございますけれども、やはり出生数、出生率の増加のためには結婚している夫婦をいかにふやすか、独身者をいかに結婚に導くかということが大前提であると思われまます。人口を回復し、地方創生につなげるには、大胆な若年層への結婚奨励や多産家庭（子供の多い家庭）に対する思い切った優遇措置が必要だとする学識経験者の意見もございませう。この結婚奨励策あるいは多産家庭への優遇措置についての加藤村長の現在の何か所見、見解をお持ちであればお伺いしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員おっしゃったとおり、今、大事なのは、いかに出生数をふやすかということだと思ひます。人口特殊出生率というのは、統計上のやり方ですから、極論を言えば若い独身者が村上市にいっぱい行っちゃったとなると、上がっちゃうんですね、出生率は上がっちゃう。というのは、母数、女性の母数が減るわけですから上がってしまうという状況があるんで、出生率で管理するというよりも出生数、関川村で何人子供が生まれるのかというのをしっかり管理する必要があるのかなと思ひています。

統計で見ましたら、今、ゼロ歳から9歳、要は1桁台の子供ですね、ですから、0歳から9歳までの村の子供たち全部足してそれを10で割る。1年間あたりどれくらい生まれているかというのと、この10年間では約30人なんです、1年間で。最近、もっと減っていますけれども、それが今の10代で見ますと42人、20代で見ますと37人、30代で見ると44人と、大体40人前後、今まで生まれてきたのがこの10年間では30人台と。しかもどんどん減ってきているという状況ですから、これを何とかしなきゃならないのかなという状況でございませう。

やっぱり出生率をふやす対策としては、産む世代である方々がまずは村に残ってもらわなきゃならないというのが一番のキーワードかと思ひていまして、そういう意味では若者の流出を防ぐための住宅整備もこれからしていかなきゃならないのかなというのは今、1つ考えているところでございます。

もう一つは、結婚しない方々、さまざまな理由があると思ひますけれども、これまでやってきま

した村上市とも協働で婚活イベントも実施しましたがけれども、なかなか費用対効果が上がらないというようなことで今年度、廃止に実はなっているんですけども、婚活イベントという名をつけなくても若者の出会いの場を何とか村内でつくることができないかなということも、次年度に向けて検討していかなくちゃならないかなと思っています。

多子世帯の支援については、保育のほうでも後で話がありますけれども、例えば副食費の関係で子供が3人いれば最後の方、減額、免除になるとか、ある一定支援をされていますけれども、まずうちの村で優先しなくちゃならないのは、若者を出さない。そして、結婚をする場を、環境を整えるということをこれから考えていかなくちゃならないなと思っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。細かいデータまでご紹介いただきまして近年の10歳刻みの平均人数というんでしょうか、30人、42人、37人、42人ということでほぼ40人台だったのが今、30人というお話がございました。

それと、婚活イベントは残念ながら費用対効果の関係で廃止というお話がございました。そこで、関連なんですけれども、以前、私、職員の育成に関しての一般質問をさせていただきましたときに、加藤村長からプロジェクトチームによる課題解決も重要な職員育成の手法であるというお話がございました。

それで、この少子化、人口減少問題というのは非常に奥が深いということと、あとマスコミとか世論が結婚とかセクハラ的なことになるとデリケートな部分でもあろうかと思えます。そういう難しい問題ではありますけれども、少子化による人口減少問題というのは、多様な年代の職員がいるこの役場において最もふさわしいテーマではないかと一方で思われます。役場や村が関係する団体、組織にはこれから結婚予定、あるいは目指している職員を初め、子育て中の人、それから子育てが一段落した人、あるいは子供の結婚を心待ちにしている職員もいらっしゃるかと思います。また、子供が既に結婚している人など実に年代ごとに人生におけるさまざまなステージの人が役場関係では働いていらっしゃるわけでありまして。それらの方々から生の声を聞いて結婚、妊娠、出産、育児、教育などについて村としてどこまで踏み込んで支援できるのか、今までは先ほど申し上げましたようにプライバシーの関係とか、女性に対してはセクハラでないかということで、国会議員が子供を3人つくってもらいたいという話をただけでマスコミが大騒ぎをして謝罪するような時代でございますので非常にデリケートな問題であります。この部分をみんなで本気になって考えていかないと、やはり出生率上昇ということにはつながっていかないのではないかと考えております。これらのこの人口問題、少子化の問題についてプロジェクトチームによる検討についてご検討いただけるものかどうか、現在の村長の見解をいただければ幸いです。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 少子化問題については、県もたしかそういうチームをつくって実はやっていて、なかなか奥の深い問題でございます。私、今考えておりますのは、前の議会でもお話ししましたけれども、今後、関川村を担うような若者とぜひ懇談をしたいということで動く予定としているんですけれども、実はその若者たちとの一つのテーマに何というんですか、結婚というんでしょうか、婚活というんでしょうか、その辺のことを聞きながら、何で今、結構独身の男女がおられます。別にそれだから悪いということじゃないんですけれども、実態がどういう状況になっているんだと、どういうことをしたらいいんだというのをぜひ懇談会の場でもぜひ意見を聞きたいなと思っておりまして、その話を受けた後で、村の若手にもよく聞くんです、その辺のことは集まって聞くんですけれども、プロジェクトチームで課題をお願いして提案するという、そういう形式張ったことはしません、組織横断的にそれに対してどういう対応があるんだということのフリーディスカッションができる場合は、これからもぜひ設けていきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。若い世代との懇談会で結婚対策と申しますか、そういう部分にも触れていただけるということで力強く感じておるところです。

私の所見といいますか、個人的な考えなんですけれども、皆さん、プライバシーを大事にするのはよくわかるんですが、私は村に残っている若い世代の中の人でも、誰かが背中を押してくれると結婚に進むというような方も私の集落の中を見ているとあります。ですので、皆さん、全員が私には一切かわらないでくれという方々ばかりではないので、ぜひそういう視点からもプライバシーは大事にしなければなりません、私は背中を押してもらいたいというような意思表示があれば、ぜひもう少し今までにはない踏み込んだ何か施策、私ども議員としても議会としても考えてまいりますので、村のほうでも引き続き考えていただければと思っております。

関連しまして、安倍内閣は、少子化に伴う人口激減を国難というふうに位置づけました。加藤村長も施政方針の中で人口減少は国難だという国の位置づけを引用されておりました。日本の現状は世界史に例を見ない超スピードの人口減少で、民族の消滅ペースであるというような表現をしている学識経験者もおります。国は人口減少を国難と位置づけている割には、少子化対策であります結婚奨励策には現段階ではマスコミや世論が敏感な反応を示す事柄であることから、表立った取り組みを行えていない現状ではないかなと見ております。また、国は問題意識を提起しながらも、実は地方からの大胆な取り組みですとか、成功事例を期待しながら待っているといったような状況のように見えます。

村の人口ビジョンは、第4節のまとめで次のように結んでおりました。人口減少問題に立ち向かい魅力ある関川村にするため、現状をさらに深く理解し、行政はもちろん、村民や企業、関係団体が一丸となって人口減少対策に取り組んでいくこととしますということで最後に結んでおりました。

4年前に村の人口ビジョンが公表されましたときには、その数字に驚きと大きな不安を感じた村民は多かったかと思いますが、人口減少問題は本村に限った問題ではないことから、危機感の日常化という減少に陥っており、人口減少問題を危機と捉える感覚が少し麻痺している状況のようでございます。

昨年度、平成30年度は、本村の出生数が16人だったというショッキングな事実を突きつけられました。村の人口ビジョンが示す2040年の児童・生徒数の目標値であります36人の半分にも満たない数字でございます。やはりこのままではいけないと思います。国を支える基礎自治体である我々市区町村、そして、住民一人一人がこの問題を深く認識し、共有し、対策を考え着実に実行に移していくことが重要だと考えます。

最後にもう一度、村長の見解についてお伺いして、私の一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 国においても人口問題が一番深刻な問題だということと言われております。村も同様でございますが、村と国の違うのは、国の場合は自然減、すなわち人口減少問題ということになりますが、村の場合には自然減プラス社会減ということで、とりわけ若者が高校を卒業し、出ていった後、帰ってこないという、そこが実は大きな問題でありますし、自然減だけのことを考えますと、極論を言えば東京にいる方々が全部関川村に来れば、結構食べるものはあるし、そう金かけなくても生活できるし、多分出生率は上がるんだろうなと思いますが、現実には東京という出生率の低いところにどんどん人口が吸い込まれていくという減少だと思っています。そういう意味では、まずは社会減、東京一極集中を是正をして若者が生まれ育った地域で生活ができるという対応をしなければならぬと。

そう考えてましたときに何が問題なのかといろいろ考えるわけですが、特に女性にとってこの地域、魅力は何なんだということを考えたときに、もちろん、買物が不便だとかいろいろな問題がありますけれども、例えばすばらしい教育をしているとか、文化的にすばらしいものがあるとか、さまざまな施策を動員しながらこの村の価値を高めていくということが、やっぱり究極なんだろうなと考えております。あらゆる施策を導入しながら、できるだけ関川村に若い人が定着するように今後も頑張っていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 大変ありがとうございました。加藤村長からも人口問題、特に若者の流出についての施策を重点的にやっていただけるとのことですし、私ども議員、議会もこの人口減少問題が一時ほど村の方々も余り語らなくなってきましたので、やはりこの問題はじわじわと来る、どなたが真綿が首を締めるようにというんですか、そんなふうには人口減少問題というのは来るんだ

というお話がありましたので、まさにやっぱり集落とか地元の人とかに事あるごとにこういう話を  
して、やはり若者が出て戻ってくるような施策ですとか、村内に残っている人が結婚に進んでい  
きやすいような方策を私どもも考えてまいりたいと思いますので、ぜひ前向きにお願いいたしまし  
て、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さんの一般質問に感想はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。大変突っ込んだいい質問だったなど、質問内容についてはよ  
かったんですけども、ちょっと自己主張も多過ぎたかなと、そういうふうに考えています。以上で  
す。

○議長（渡邊秀雄君） ほかにありませんか。じゃ、感想を終わります。

それでは、13時まで休憩します。

午後0時06分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木紀夫です。議員となりまして初めての質問になります。大変緊張  
しております。また、先ほど先輩議員より同じような質問がされ、また回答もいただいており、似  
たような回答をまたいただくのかなと想像しておりますが、よろしく願いいたします。

村農政の今後の方向性についてお聞きいたします。女川地区の経営体育成基盤整備事業が平成29  
年から始まりことしで3年目となる。令和3年に完了を予定しており、最終事業費が65億円の事業  
規模となっている。

今後、大島沢田地区、両関、四ヶ字地区、小川鮎谷地区などから今後、基盤整備を行いたいとの  
声が上がってきております。次世代を思うと、今対応していかなければならないというように考え  
ておりますが、そこで2点ほど質問いたします。

国の施策として土地集約事業を進めている今を好機と捉え、他の地区でも基盤整備を速やかに推  
進するべきと考えるが。

2つ目に、基盤整備の推進には村行政が中心となり対応していかなければならないと考えるが、  
この2点について村長にお伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目は、他地区の基盤整備も積極的に推進すべきとのご質問、ご意見でございます。今ほ  
どお話しありましたように、大島沢田地区、両関、四ヶ字、小川鮎谷地区は土地改良区が中心とな

って圃場整備の話し合いを行っておりますし、そのほかにも土地改良区管内ではありますけれども土沢の大江地区についてもことし、整備の意欲が高まっているという話も聞いております。

村としましては、できる限りの支援を行っていく所存でございますが、圃場整備事業には土地所有者全員の同意が必要なことに加え、地域で農地の集積、集約について話し合いを十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが必要となります。そういう意味では、今後とも土地改良区と連携を図りながらしっかりとした計画を策定し、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

2点目の基盤整備の推進に村の行政が中心となり対応すべきというご意見でございます。村としましては、現在の農政を考えました場合には農業の生産基盤の整備、これは積極的に進めていかなければならない課題だと考えております。地域に担い手が不足したことにより集落外あるいは村外から耕作に来ていただく必要がある地域もありますし、耕作者はいるものの、農業用の施設が老朽化してきたことで不安を抱いている地域などさまざまでございます。地域にはそれぞれの多様な課題が存在をしているというふうに認識をしているところでございます。したがって、今後の農業についてそれぞれの地域で真剣に考えていただく必要があり、村としましては、そのための機運の醸成を積極的に図っていききたいと考えております。今後とも土地改良区との連携をさらに深め、それぞれの役割の中で村の農業基盤整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 前向きなご回答、ありがとうございます。今、土地改良区が中心となって女川地区、進めておりますし、また話し合いとして今、大島、鮎谷、下関というような形で話が徐々に進んできているというふうなことでしたけれども、今、国の財政、またきのうの新聞にもありましたとおり、県の財政というのがだんだん厳しくなってきていると。そこで、また手を挙げてきている他地域の計画を進めたいといった地域もこれから多数出てきはじめていくということで、なかなか採択されづらいような状況になってくるという予想が立ちます。

ただ、新潟県の場合は最上位計画の位置づけとしまして新潟未来創造プランというものが2024年まで計画しており、この計画は暮らせる、稼げる、21世紀型農林水産業の実現ということで、そのためには今後、高収益の作物も圃場整備に絡めた計画を立てないと、非常に採択されづらいと。要するに園芸作物への素早い変換、または低コスト化が可能な競争力強化、それが全て図られたような対策が採択されやすいということで、そう思った場合、土地改良区だけでは非常に限界というものがございまして、園芸作物、またそうなるとその出荷先、栽培品目もございまして、今、進めている雲母里ですか、6次産業化の補助事業、そういったものも全部絡めていかないとなかなか採択されないのですが、村がやはり中心となってやっていくべきではないかと思うんですが、そのところをもう少し教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおり、土地改良区だけでやれと、これはなかなかやれない状況です。昔ですと、圃場整備というのは植える作物をどうするかって関係なしにどんどんハードが進んだという時代がありましたけれども、それがハードをつくったけれども実際その耕作をどうするんだというのが決まっていなかったという中で随分批判を受けた時代がありました。そんなことでハードに税金を投入する上においては上に立つソフト部分、作物どうするんだと、集約化どうするんだということをきっちり決めないと補助の採択もしませんよというのが今の流れだとなってきたと思います。そういう意味で、土地改良に任せっきりにならないのは当然ですし、村も連携して図っていきたいと思っています。

そしてまた一方、今、県の農地関係の村上振興局の農地の関係も農業関係と、いわゆる昔の農業土木という補助整備をするハードのセクションが1つの部の中にあるということで、昔と違いました連携も図られておりますし、やっぱりどうしてもその辺のノウハウというのは県の農業振興部が持っておりますので、そこの連携、そこをしっかりとっていく中で、誰が主導というのでなしに絶えずその辺が連携していきながら進めていくと。その課題がどこにあるのか、その課題に対応するセクションはどこなのかというのをしっかりと定める中で対応していきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 連携ということでございましたけれども、この土地集約基盤整備事業というのは、申請団体が村でなくてもいいんだと。例えば今のように農業に関連するような団体が県に申請してそれが採択されればまた国のほうに上げられて、それが採択された場合、調査というような感じで進めていって、村抜きでも本当に進めようと思えばできるような事業だというふうに聞いております。

また、それなのに村が10%負担しなければならないというようなことで、村が入らずとも10%の請求が来るといような感じになっているんですけども、やはり村が取り組んでいかないとこの先の話、先ほども出ていたんですけども、若い人がまづいないと、やってくれる人がいないと。

ただ、県の統計調査ですと、2ヘクタールから3ヘクタール程度のものですと、ほぼ赤字。そこから分岐でだんだん徐々に利益が上がると。7ヘクタール以上くらいで一旦下がるんですけどもまたそこからずっと上がっていく、大体20ヘクタールくらいまで徐々に上がっていくというような収益になっているんですけども、今現在、関川でほとんど農家で利益を上げている農家というのは、本当に大農家であって、小さい農家、兼業農家というのはほとんど赤字をほかの仕事で稼いだお金を投入して農業を営んでいるというような状態が小さい農家がほとんどでございます。

しかし、これを実現できれば、村はそこからまた税収というものが、もうかる農業ができれば税収というのも上がるので、10%負担、起債の発行という手段も用いているんでしょうけれども、進

めてもらいたいと思うんですが、村抜きでもし採択された場合でも、それは協力していくということとでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的に今おっしゃったように、広域化しないと採算に合わないということになりますから、誰がどうするのではなしに大規模化をする、しかも集約をしていくという形でこれからしていかなきゃならない問題ですから、村が関与しなかったから村は知らないなんていう、そういう対応は当然、とるつもりはございません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、村のほうで協力をしながらやっていくということなんですか、今、見た感じだと、農林課におきましては、今の仕事でほぼほぼいっぱいいっぱい、とてもこの土地改良事業になかなか取り組んでいけないような感じなのかと、余裕がないのかなという感じなんですけれども、その辺のマンパワーの補填、補足というのは考えておられますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） その点については、まず農林課長に答弁させます。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですけれども、確かに農林課の仕事というのは、農業委員会のことも含めてなんですが制度改正さまざまありまして、今、大変煩雑な状態ではございません。

また、ご指摘ありましたとおり、技術的な面で圃場整備にかかわる仕事をする職員というのはなかなか出せない状態ではありますが、幸い、土地改良区さんも協力的にやっておりますので、連携を図りながら進めていきたいと思っております。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） それでは、3番、鈴木紀夫さんの一般質問に感想はありますか。感想なしと認めます。

これで一般質問を終わります。

---

日程第5、報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この報告は、法律の規定に基づきまして村財政の健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。いずれの比率も国で定めます基準を下回り、そういう点では、村の財政はおおむね健全性を確保していると思っております。

以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については事前に配付されていきますので、朗読は省略します。

これより質疑に入ります。

報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

日程第6、認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について

日程第7、認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、認定第1号 平成30年度関川村各会計の決算認定について及び日程第7、認定第2号 平成30年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。

なお、詳細はこれから設置する平成30年度決算審査特別委員会において説明をお願いします。

村長。

○村長（加藤 弘君） 認定第1号及び認定第2号は、平成30年度決算の認定についてでございます。

平成30年度の一般会計と9つの特別会計の決算につきましては、5月末をもって出納閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の水道事業会計につきましても3月末をもって決算書を調製しております。

提出された決算書について監査委員に対し監査の実施を要請し、このほどその意見が提出されました。決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして主要な施策の成果を説明する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

十分ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで村長の説明を終わります。

決算審査意見書については事前に配付されていきますので、朗読を省略します。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号については8人の委員で構成する平成30年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する平成30年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

午後1時17分 休憩

---

午後1時18分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。平成30年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました平成30年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時18分 休憩

---

午後1時23分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程第8、議案第50号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第50号 関川村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第50号は関川村印鑑条例の一部を改正する条例でございます。これは印鑑登録、印鑑証明において旧氏、いわゆる旧姓でございますけれども、併記ができるように改正するものです。

詳しくは住民税務課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 住民税務課長。

○住民税務課長(渡邊浩一君) 関川村印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されます。

これに伴い、住民票や個人番号カードのほかにも印鑑登録証明においても旧氏の併記が必要な場合が考えられることから、旧氏を併記するよう申請をした方の印鑑登録証明書にも旧氏を併記するよう改正するものです。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9、議案第51号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第51号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第51号は、関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

これは農産物等を利用した商品開発やその製造などでの利用を促進するため、使用料の改正を行うものです。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） このたび提案いたします条例改正でございますけれども、村民交流センター雲母里と呼んでいる施設でございます。第1条の目的に6次産業化の商品開発や製造の促進を加えまして、施設を有効活用していただき、まさに商品開発をどんどんして販売もどんどんしていただきたいという思いから条例を改正するものでございます。

これまでこの施設には急速冷凍機あるいは真空の包装機などがありましたけれども、このたび、新たにスチームコンベクションオーブン、業務用の熱処理機でございますけれども、焼いたり蒸したり、さまざまな使い方ができる施設を導入いたしました。大いに活用していただきたいというところでございます。

また、料金につきましては、次のページ、別表を改正いたします。全体的にまず使用料を安くいたします。それから1カ月の使用区分を新たに設けました。また、調理室を加工室という名称に変えまして、備品の使用料については部屋の使用料に含めるということにいたしました。

なお、このたびの条文の改正にはありませんのでここには表記はありませんけれども、第7条3項に免除規定がございます。試しに備品を使ってみたり、あるいは備品の性能を試してみたいとか、そういった本格的に使用する前の初期段階については使用料の減免を考えておりまして、その条件につきましては規則で整備するというふうに考えております。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今、この雲母里の厨房の件なんですけれども、きのう内覧会があったらしいんですけれども、その参加団体、それと今まで多分温泉組合かどこかで使用していたはずなんですけれども、その方との今後の雲母里の使用についての村の考えとの打ち合わせをしたのかどうか。

それともう一つ、多分今度、いろんな人が使えば衛生上の問題が出てくると思うし、また使用期間とか使用状況、機械1台ずつ使うとか、そういういろんなトラブルが出てくると思うんです。前例としましては、多分、女川にあった産品開発センター、あそこでもちょっと行って使わせてもらいたいと、そうなったとき、長期で使っている人がいるからもうだめだと、そういうトラブルも発生しております。今後、この雲母里を使用する場合、村としてどういう考えで使用者に使用してもらうのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） まず、先日行われました内覧会というか、備品の説明会につきましては、これまで昨年、6次産業化に向けた研修会を行ってきましたので、まずその方々に声をかけました。8人ほど出席がございまして、そのほかにも出たいという方がいらっしゃったんですが、日程がつかなくてまた個別にご説明申し上げるということにしているところでございます。

それから、温泉組合との関係につきましては既に打ち合わせ済みでございます。温泉側のほう

も承知をして、大いにお互い使っていこうということにしております。

それから衛生面、それからトラブルの関係ですけれども、確かにいろんな方が使うとだんだん使いが丁寧でなくなったりということも十分考えられるわけですが、まずはそういうことにならないように説明はいたしますし、今のところ、長期間、1年間使いたいという人はおりません、短期間使ってみたいという人が何人もいらっしゃいます。ですので、それらを調整を十分図りながらやっていきたいと思っております。やっている段階でまた問題が生じる場合もありますけれども、その辺は調整を図りまして、第1の目的でございます、なかなかお土産がないという事情もございますので、ぜひ販売に結びつくような活用をしていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 内覧会に8人ほど見えたという話なんですけれども、例えば使用条件としてもう貸してくれと言えば、いつでも貸してもらえるのか、それともある程度、予約期間が必要なのか。

それから、もしある程度限定された使用者がいるのであれば、協議会みたいなもの、使用者協議会みたいなものを設置する予定はあるかどうか、その辺お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（宮島克己君） 雲母里の使用につきましては、まずは使用者の希望をとりまして登録制ということで使用したい人の登録をとって、それで調整を図っていききたいと思いますけれども、基本的には1カ月丸々借りるという借り方はしないで、1日とか、曜日を決めてということで調整する予定でありますし、冷蔵庫等につきましても、使用するに当たって材料の保管とか、一時的に製品を保管するというで使用しますけれども、ある人が独占して使うというような使い方はしないということで考えておりまして、役場のほうで基本的にはさばきますけれども、実際の管理については自然環境管理公社が今管理しておりますので、そちらと一緒にやりまして、例えば申し込みについては村民会館のほうでこちら管理されますので、そちらのほうで例えば鍵を受け取って、料金の精算については月1回行うというようなことを考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） この料金表を見ると、今までと違って極端に安くなっているというふうに感じます。今まで村民が使用する場合は原則無料という格好になっていきますけれども、今後は村民も、村民外も徴収するということがいいのか。

それと、今までは敬老会等が使用されてこなかったわけですが、今度、そういう敬老会等も使用できるようになるのか。その場合は免除という格好になるのか、その辺、お聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 料金につきましては、格段に安くしたけれども無料ではないということをごさいます、というのも備品にも相当経費がかかっていますので応分のご負担はいただきたいという考え方からでございます。

それから、例えば大広間を敬老会とか、そういうので使いたいという場合なんですけれども、今までも使っていてそれはよかったです、一応むつみ荘との兼ね合いもありますので、料金面については免除規定も活用しながら検討したいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 質疑される方は一問一答で1問ずつお願いいたします。

それでは、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） お聞きます。機械が新しくスチームオーブンとかが導入されたということです。それで、共同の機械とか、あるいは村が所有する機械、あるいは農協が所有している農機具とかありますけれども、やはり皆さん、責任を余り感じなくてよく清掃しないで次の人に渡したりとか、機械なんかがよく壊れたのは、自分が使って壊れたけどそれは前の人が使っているときにほとんど壊れかけていたとか、いろんなトラブルが私も経験上あるわけですし、今回は特に食品が関係する機械ですので、状況が許せばその管理公社の方が1人の方の使用が終わったら清掃の点検に行くような、そこまで厳しくと言われるかもしれませんけれども、衛生上、例えばちょっと汚れたまま次の人にボタンタッチしたりすると、必ず次の人もおもしろくないですし、当然、また清掃しないといけないわけですし、その辺の使い終わった後の引き渡しというんでしょうか、そういうところもぜひ細かくちょっと検討してもらいたいなということなんです、それについて一言ください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問、ご意見、十分認識をいたしました。おっしゃるとおりだと思います。十分検討させていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 1点だけお聞かせください。

今回の雲母里の設備の更新、それから利用をしやすくして条例の改正ということで承りましたが、ニーズがあっってこういった形になったのか、こちら側の行政のほうでこうやろうということでおろしたのか、その辺。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（宮島克己君） 今のニーズの話と村のほうの要望のどちらともでございますし、今まで6次化の研修をやっている中でそういうのをつくってみたいという方もたくさんいらっしゃいましたけれども、製造販売するためにはある程度の設備が必要で、自分の自宅を改造してそういう設備を入れるためには高額なお金がかかると。そして、やってみないとわからないという部分で試作もで

きないというところで尻込みしている方もたくさんいらっしゃるので、それは村としてもぜひ村の特産品を使った加工品をつくっていただきたいという部分で必ず需要はあるということで、値段もある程度、使いやすく、それから先ほど言いましたが、最初の試しの期間も設けるということでぜひ利用してくださいということ呼びかけをしているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第52号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第52号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第52号は、関川村税条例の一部を改正する条例でございます。これは税収確保のための法人税割の税率再改正を初め、軽自動車税、固定資産税の免除措置を追加するものです。

詳しくは住民税務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 関川村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最初に、第22条の4についてでございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成29年9月定例村議会において法人住民税法人税割を、地方税法の標準税率が引き下げられることに合わせて現行の100分の9.7から100分の6.0に改正し、ことし、令和元年10月1日から施行することでご承認をいただきました。

しかし、税収を確保するため、法で定められた上限の制限税率100分の8.4に今回再改正するものでございます。

過去3カ年平均から試算しますと、令和元年9月30日までの現行の税率では年間約2,440万円の収入がございます。しかし、10月1日から標準税率の100分の6.0となった場合は、約930万円減の約1,510万円となってしまいます。そのため、制限税率の100分の8.4とすることにより減収額が約330万円に抑えられ、約2,110万円を確保することができます。

なお、県内の状況をホームページなどで調べましたところ、現行の税率でございますけれども、30市町村中、標準税率を用いているところは関川村も含めて4町村しかございません。上限の制限税率を用いているところが24市町村、不明が2市村でございました。

次に、第69条の10についてでございます。これまで新潟県では特定非営利活動法人が自動車を取得する際の自動車取得税を課税免除としております。令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税それぞれに環境性能割が創設されます。このうち、軽自動車税については村税となります。現行の自動車取得税と同様に、特定非営利活動法人が自動車を取得する際の環境性能割について課税免除とするものでございます。

続いて、附則第9条の2についてでございます。こちらは生産性向上特別措置法により村が作成した計画に基づいて令和3年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の割合を最初の3年間ゼロにするというものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 第22条の4、法人税の税率、100分の8.4と先ほど説明があった中で、各自治体ごとに全部違うわけですか。勝手にもう各自治体で税率は決めてもいいことになっているんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 地方税法におきまして標準税率という形でこの9月末までは9.7、制限税率ということでその上限ということで100分の12.1ということで法律で定められておまして、その間でといえばよろしいでしょうかね、それで各市町村が自由に決められるというような形になっております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第53号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第11、議案第53号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第53号は、行政不服審査法に基づく審査会を設置するため、関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部を改正するものです。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) このたびの全部改正につきましては、行政不服審査法の規定に基づきまして、審査機関について現行の関川村情報公開・個人情報保護審議会をもって充てるというふうにするために必要な改正を行うものでございます。

行政不服審査法では、地方公共団体が行った処分に対しまして不服がある、あるいは法令に基づいて申請したけれども何の対応もしないというような場合に審査請求が出されまして、第三者の立場から客観性、公平性を高めるため、地方公共団体の執行機関の附属機関といたしまして諮問機関を設置することが必要でございます。

この諮問機関を現在ある関川村情報公開・個人情報保護審議会に加えて、行政不服の審査会に関する審査も行ってもらおうというふうにするものでございます。

また、審議会という文言を用いてきましたけれども、このたびの改正で審査会という言葉に統一を図るなど、全体的に条文を整理いたしまして、このたび全部改正としてご提案申し上げるものでございます。以上です。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今、個人情報保護審査会のところへ行政不服審査会を一緒にするために条例を全部改正したと、そういうふうに捉えていいんですか。はい、わかりました。

それで、審査会のところだけ、今までも個人情報保護審議会があって審議員10人ぐらい、ちょっと人数確認できないんですけど10人ぐらいいたはずなんですけれども、今までこの審査会にかかったような事案は何件ぐらいありましたか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 委員は10名お願いしております、30年度ですと、審査請求が10件ございました。そのうち、開示したものもありますけれども、不開示というものもございます。そこで審査請求に出されたものが1件ございまして、審査会を開いたということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第54号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第54号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第54号は、今ほど議決いただきました関川村情報公開・個人情報保護行政不服審査会設置条例の制定を受けまして、関川村個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） この一部改正でございますけれども、今ほど村長が申し上げましたとおり、関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の全部改正に伴いまして必要な改正を行うものでございます。

この全部改正によりまして行政不服審査会が加わりましたので、条例中の表記の変更を行いました。

また、最後の4ページ、4分の4という表記になってございますけれども、ここの36条の2といたしまして審理員による審理手続に関する規定の適用除外の条文を加えました。これは、行政不服審査法で定めます審理員制度を適用せず、審査会への諮問、答申に基づく裁決を行うという現行の制度を維持するというものでございます。これは既に現行の個人情報保護条例におきましては、公正かつ慎重な手続といたしまして審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うという枠組みが既にあるためでございます。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第55号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第55号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第55号につきましては、議案第54号と同様に、先ほど議決いただきました関川村情報公開・個人情報保護行政不服審査会設置条例の制定を受けまして、関川村情報公開条例の一部を改正するものです。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） この一部改正につきましては、先ほど議案第53号で議決いただきました全部改正によりまして行政不服審査会が加わりましたので、条例中の表記の変更を行うものでございます。

また、15条の2といたしまして、先ほど同様、審理員による審理手続の適用除外の条文を加えました。考え方は先ほどと同じでございまして、関川村個人情報・保護条例の一部改正と同様の考え方によるものでございます。

また、16条の第2項に条文を加えました。これは審査請求に基づきまして村が審査会に諮問するときに、審査請求のもととなる決定等の文書、そういうものを弁明書として写しを添えて行うといふふうに規定するものでございます。

それから、16条の第3項の追加に関しましては、審査請求に基づいて村が審査会に諮問し、答申があったときはその答申を尊重して裁決するということを規定したものでございます。

第16条の第2項と第3項の条文は追加いたしましたけれども、これまでも村はこういった手続をとっておりまして変わったわけではないんですけれども、このたびの一部改正に合わせて条文を明記したというものでございます。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を求めます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

それでは、14時10分まで休憩したいと思います。

午後1時57分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第14、議案第56号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第56号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第56号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例は、令和元年5月17日に公布されました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う幼児教育無償化の実施に伴い、村条例の一部を改正するものでございます。

消費税率の引き上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成の基礎を養う幼児教育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を実施するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第56号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

第8条保育料についてであります。これにつきましては保育料の徴収について、改正前、「この条例の」とあるところを「規則で」と改めるものでございます。保育料の額は現在規則で定められておりまして、規定、徴収の根拠を明確にするものでございます。

第8条の2項、3項、それから第11条につきましても、現行の保育料の規定につきましては子ども・子育て支援法新制度に対応した内容になっておりませんので、今回の無償化を機に保育料の徴収根拠規定として改めるものでございます。

次の議案第57号についても関係がありますので、ここで幼児教育無償化のことについて説明させていただきたいと思います。

資料を配付させていただいておりますので、ごらんいただきながらお願いします。

まず、幼児教育無償化の主な内容についてであります。

1つ目は、保育園を利用する満3歳から5歳までの全ての子供の保育料が無料となります。4ページ目のところに保育料徴収金基準額表ということで、国の基準と村の保育料の基準表を掲載してございますので、それをごらんください。

2つ目としまして、ゼロ歳から2歳までの子供の保育料につきまして、従来の生活保護世帯に加えまして住民税非課税世帯の保育料が新たに無料となります。また、多子軽減措置によりまして、保育園に2人以上入園している場合は、2番目の年長者である未満児が半額に、3番目以降の子供が無料になります。また、低所得者またはひとり親世帯などの要保護者等はさらに手厚い軽減措置が講じられます。

なお、今年度の保育料が多子軽減措置の対象となっている場合は、保護者負担がふえないよう村の保育料の基準は経過措置を設けたいと思っております。

3つ目といたしまして、3歳以上、子供の副食費、おかずのことです。現在は主食のご飯については弁当で持ってきております。おかずは保育料の中で手当てをしまして提供しています。この副食費が保護者負担となりますが、年収360万円未満相当の低所得者世帯及び同一世帯から3人以上の子供が入園している場合は、年齢の高い順に数えて3番目の子の副食費が無料となります。

この副食費の説明につきましては、6ページをごらんいただきたいと思います。表が2つ並んでおりまして、1号認定子ども、2号認定子どもとありますが、保育園の場合は2号認定子どもとなります。階層でいまして第4階層、年収360万円未満相当、このところまでは保育園に入園している子全員が無償となります。そして、保育園に3人以上の子供さんが入園している場合は、3人目が無償となります。これが国の制度でございます。

村の保育料、それからこの副食費につきましては、国の制度にのっとりまして国の制度に準拠して決定させていただきたいと考えております。副食費の額なんです、園児1人につき月額4,500円を徴収することを考えております。ただし、現在、今年度、保育料をいただいている園児さんにつきまして、多子軽減によりまして半額になったり免除されている方がいらっしゃいます。その方については、副食費をいただくことによりまして負担がふえないようにというふうには考えております。

4つ目ですが、一時保育、病児保育センター、ファミリー・サポート・センターなど子育てのための施設を利用した場合の利用料についても、3歳から5歳までの子供さんは月額3万7,000円まで、また、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供さんは月額4万2,000円までが無料となります。

これが国の子育て支援制度の改正に伴うものであります。村もこれに準拠しまして、国の制度のとおりやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 済みません。もう一回この資料について説明をお願いしたいんですけども。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。保育料徴収基準額表ですが、国の基準で改正された部分は一番左側の8号という行、欄です。3歳未満児が9,000円を0円にするという改正が……（発言あり）

そうしましたら、議案配付のときに配付させていただきまして、表題に「消費税率5%上げによる社会保障の充実・安定化の全体像」という1ページ目、そういう資料になっております。

続けさせていただきます。

まず、2ページですけれども、これまで保育料の中に給食のおかず代が含まれておりました。これは保育料の部分は無償化になりますが、おかず代につきましては保護者負担になるということの改正であります。これは3歳から5歳までのお子さんのことでありまして、3歳未満児につきましては保育料に今までどおり含まれます。

続きまして、4ページです。保育料の徴収金基準額表ですが、国の基準と村の保育料の基準を比較させてあります。

まず、国の基準のほうの8号ですけれども、市町村民税非課税世帯（みなし寡婦を含む）というところですが、3歳以上児は無料でございます。3歳未満児につきまして保育の標準時間認定子どもさん、それから保育の短時間認定の子供さんということで2つに分かれておりますけれども、9,000円だったところを無償に改正されます。それによりまして、村の保育料の基準はB階層のところ村民税非課税世帯、現行は4,000円ですがこれを無料に改正をします。

また、C1につきましては、村民税均等割のみの課税世帯（特例世帯）とありますが、特例世帯の場合は0円です。

C2の階層からD2-2の階層のところなんですけど、ここの改正につきましては特例適用世帯、ここが今まで表になっておりませんで言葉で表現されておりました。ここをC2の階層につきましては5,000円と入っておりますが、改正後5,000円ということでありまして、改正前はほかの特例世帯以外と同じ9,000円となっております。これを5,000円に改正するものであります。同じく、C2からD2-1まで、今まで特例適用世帯以外の子供さんと同じ金額だったところを、それぞれ5,000円に改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、一番下の①から⑤までで文言を書いておりますので、これをご

らんいただきたいと思います。

5 ページの説明に入りますが、5 ページは多子軽減措置についてであります。

まず、右側の四角の中をごらんいただきたいと思います。四角が3つ並んでいますが、一番上は、これは2人以上入園している場合のことをわかりやすく図にしたものなんですけれども、一番上は保育園に2人以上入園した場合、保育園に入園している子が小学校就学以前の子供さんだけの場合でございます。まず、2人以上入園している場合は、2人目の年長者である3歳未満児が半額となりますということで、一番上の行がそれに当てはまります。

そして、左側に施行令の内容を記入してありますけれども、一番上の行は、施行令の(1)①と②、これを適用させますと、3歳以上児が1人、未満児が2人で保育園に3人入園している場合で、2人目の年長者が3歳未満の場合は半額ですし、3人目になりますと無料になります。

そして、(1)②によりまして、3人以上保育園に入園しているんですが、3歳以上児が2人で未満児が1人の場合は、2人目の年長者を除く3人目以降の年長者である未満児の子供は無料ということで、保育園に入っている子供さん全員が無料ということになります。

そして、保育園に入園しているお子さんが未満児だけの場合、これは施行令の(1)①と(1)②を組み合わせますと、未満児の一番年長者は全額いただきますけれども、2人目は半額、3人目は無料ということになります。

そして、真ん中の表ですけれども、これは保育料の徴収の基準となる市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満の世帯につきましては、上の表よりも少し手厚い取り扱いになっているということです。見方としましては、一番右側に多子軽減特例施行令の第14条ということで(1)のイとか、(2)のロ、(2)のハというふうに該当する規定を例規してありますけれども、これを当てはめていきますと、就学前の子供さん以外の方が1人で、未満児が3人いる場合、未満児のうち、最年長さんは半額、2番目と3番目は無料というふうになります。就学前以外の子供さんがいない場合で保育園の3歳以上児が1人、未満児が2人の場合は、さっきと同じように3歳以上児は無料です。未満児のうち、最年長者は半額、3人目は無料というふうになっていきまして、市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満の方でも未満児の保育料が徴収されるのは未満児のお子さんだけいる場合、1人目は全額、2人目は半額ということで、3人目のお子様については無料となるというふうになります。

一番下の表につきましては、保育料の算定基準の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の方ということで特例適用世帯に該当される方、これにつきましては4ページにこの特例適用世帯に該当される方を具体的に書いてありますが、母子世帯、それから用語説明の②特例適用世帯、具体的には母子世帯等、それから在宅障害児(者)のいる世帯ということで、身体、それから療育手帳の交付対象者、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者、精神障害者保健福祉手帳の

交付を受けた者、申請により村長が認めた世帯ということで、特例適用世帯につきましては手厚い制度となっております。

6 ページを説明させていただきたいと思います。

保育園の場合は2号認定子どもに該当しますので、右側の2号認定子どもの表をごらんいただきたいと思います。

第4階層の年収360万円未満相当、ここが保育料の算定基準の5万7,700円未満というところに該当する世帯であります。このお子様は全員、副食費について無償となります。さらに、所得がこれ以上の第4階層以上の収入がある世帯におきましても、保育園に入園している3歳以上のお子様は3人以上の場合は3人目が無償となります。村の場合は、この国の制度に沿ってやっていきたいと思うんですけれども、今年度、保育料の多子世帯の軽減を受けている家庭の皆様につきましては負担がふえないようにしていきたいと思っております。

7 ページですが、子供のための保育施設というものと子育てのための施設というものが今回子ども・子育て支援法で改正がありまして、子育てのための施設給付につきましても無償化が始まるということで改正されております。子育てのための施設となりますと、うちの村で該当するものは、一番下のほうに書いてありますけれども、一時預かり事業、病児保育事業、それからファミリー・サポート・センター事業、これが対象となりまして、これにつきましても3歳以上児につきましても月額3万7,000円まで、ゼロ歳から2歳までのお子様につきましても住民税非課税世帯の子供さんは月額4万2,000円まで利用料が無償になるということで、国の制度に合わせまして村もこれを利用していきたいと考えております。

9 ページ、3歳から5歳までの障害のある子供たちの児童発達支援のための利用者負担につきましても無償化されます。対象となるサービスにつきましては、四角の中に書いてあるとおりでございます。これにつきまして特別な手続は必要なく、このサービスを利用できる証明書を発行しまして利用する施設に提示をして利用してもらうということになります。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 質疑はありますか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 1つお聞きします。10月からの無償化ですのもうすぐなわけですけども、もう現在通園している保護者とか、今度上がるというか、入園する保護者には何らかの通知とございますか、周知はされたんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 先日、保育園の保護者の皆様には説明会をさせていただきました。ただ、出席者が約半分以下ということで出席率が悪かったんですけども、副食費の保護者負担につきましては文書で再度お知らせしたいと考えております。来年度の入園者につきましては、入園申し込みをご案内、これからしますので、その際に手紙をつけさせていただきたいと思っております。

す。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） もう一つお願いします。この資料の4ページを見ますと、国の基準と比較して村の基準が載っていきまして、国の基準よりもかなり村の基準は低くなっているかと思うんですけども、こういうところを保護者にPRというか、こういう比較した資料も保護者に出るんでしょうか。私が言いたいのは、国よりもこのぐらい村は安いんですよということが伝わればいいなと思いきましてお聞きしました。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 先日の説明会のときには示しておりませんでしたけれども、今後示していきたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15、議案第57号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第57号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第57号でございます。関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、令和元年5月17日に公布されました

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことによりまして、村条例の一部を改正するものでございます。

村条例で定める基準の内容は国の基準に準拠しており、幼児教育無償化の実施に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第57号について説明させていただきます。先ほど説明させていただきましたように、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましても国の基準が改正されております。それに伴いまして用語等の改正が行われております。

6ページの第13条に利用者負担等の受領ということで、3歳以上児の保育料の無料の件について規定されております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思いますが、8ページ、第13条の4になります。この第4項におきまして副食費の徴収について規定されております。先ほど一時保育事業、それから病児保育センター事業、それからファミリー・サポート・センター事業についても無償化になりますという説明をさせていただきましたが、それにつきましては子ども・子育て支援法の施行令に伴いまして国の基準のところで規定されております。その規定がそのまま各市町村に適用されるということで、村の条例には定める必要がないということになっておりますので、ここには載っておりません。

簡単ですけれども、これで説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16、議案第58号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第16、議案第58号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第58号は、令和元年度関川村一般会計（第4号）の補正予算でございます。

幼児教育無償化の実施に伴います必要経費の補正や事業費の確定に伴うものなどの補正でございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、令和元年度関川村一般会計補正予算（第4号）でございますけれども、ご説明をさせていただきます。

予算総額に歳入歳出それぞれ2,990万円を追加いたしまして、総額を45億6,940万円とするというものでございます。

初めに、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表といたしまして、地方債の補正でございます。当初予算では、消火栓の更新事業の財源といたしまして辺地対策事業債、そして過疎対策事業債、それを300万円と700万円予定しておりましたけれども、その後、県を通じまして国のほうから全体の起債できる枠を全国的に超えたので調整しますということになりました。そこで、村ではこの分を緊急防災・減災事業債に振り分けまして事業を行うことといたしました。

なお、緊急防災・減災事業債の交付税算入率は70%でございます。過疎対策事業債と同じということになります。

それから、今回の補正の中身につきまして歳出からご説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。

第2款の総務費でございます。税務電算事務委託料48万6,000円、これにつきましては次期のe-

T a xのシステムの改修作業委託でございます。

5項の統計調査費、これにつきましては全国家計構造調査というのが10月、11月に行われます。5年ごとに全国で無作為に選定されまして、関川村では初めての調査ということになります。対象は無作為によりまして村内48世帯にご協力をいただくことになっておりまして、この統計調査の報酬、調査員報酬として3人分、78万円。それから、この調査は半分の24世帯は簡単なアンケート方式なんですけれども、残りの24世帯につきましては2カ月間、家計簿をつけてもらうという少しご苦勞をおかけする調査でございまして、その謝礼金として6,000円を用意するというものでございまして14万4,000円、そのほかの謝礼品で1万5,000円、そのほか消耗品と、次のページに行きまして、通信運搬費を計上したというものでございます。

3款の民生費につきましては、まず介護保険会計繰出金440万円の減額、23節では国県支出金精算返還金ということでそれぞれ計上してございます。国民年金事務費といたしましては、システムの改修事業委託費に28万6,000円でございます。

次のページの2項児童福祉費でございます。この関係は幼児無償化の関係でございまして、先ほども条例の一部改正でご説明ありましたけれども、あらかわ病児保育センター利用料補助金ということで、その幼児保育の無償化になる対象の方は、一旦は払うけれども、後で補助金としてお返しするというところで18万円を見込んだものでございます。それから、ファミリー・サポート・センター利用料も同じ考え方でございまして、5万円の計上でございます。

2目の保育園管理費でございます。これは人件費でございますけれども、8月1日に1名の人事異動がございました。会計的には介護保険特別会計に所属していたものを保育園の管理費のほうに移したというものでございまして、この人件費の計上でございます。

15ページをお願いいたします。

13節委託料でございますけれども、こちらは無償化の関係でございまして、保育料システム改修委託料599万4,000円、それから関係条例の整備ということで委託料44万円でございます。

19節につきましては、補助金といたしましてこちら一時保育利用料補助金ということで、該当者は一旦は払ってもらうけれども後でお返しするというところで6万5,000円でございます。

4款の衛生費でございます。こちらについては国県支出金精算返還金でございます。

16ページ、4目母子衛生費でございます。電算関係委託料として母子保健情報連携システム改修委託料、これについては新たな事業ということでございまして、乳幼児期の健診であるとか予防接種であるとか、そういった子供さんの健康情報をデータ管理いたしまして、市町村間あるいは教育機関等で情報を共有するという全国的な事業でございます。令和2年度に向けて整備するものでございまして268万4,000円の計上でございます。

それから、5款の農林水産業費でございますけれども、こちらのほうは多面的機能支払交付金と

いうことで210万円、この事業には10の活動組織が活動しておりますけれども、交付金の金額としては活動の面積によって決まるわけですが、その面積の見直しがこのたび行われたものでございます。

17ページをお願いいたします。7款土木費でございます。道路台帳管理委託料90万円、国道290号大島バイパスが完成したことによりまして、旧国道が村道になった箇所、そのデータを台帳に載せる必要があるんですけれども、既決予算ではその分不足だということで90万円を計上するというものでございます。

それから、工事請負費といたしまして100万円、これは鷹の巣で痛ましい事故があったわけですが、その再発防止のために転落防止柵を設置するというものでございます。

8款の消防費につきましては、職員の時間外手当の関係で50万円を計上させていただきました。

それから、18ページ、9款教育費でございます。せきかわ歴史とみちの館のパンフレットが不足したということで10万円、それから文化財保護費としまして桂集落のカツラの木が村の文化財指定を受けていますけれども、その枝の剪定作業に16万9,000円でございます。

10款災害復旧費でございますけれども、6月の中旬に暴風雨の災害がございました。それで、田んぼが修繕必要な箇所がございます。その5カ所を見込んでおりまして、総額で105万円を予定するんですけれども、既決予算で足りない47万2,000円を補正するというものでございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1款村税でございます。先ほどもお話がございました10月から自動車取得税を廃止するというところで、軽自動車税の環境性能割が設けられます。金額については不明でございますので、科目の設定ということで1,000円の計上でございます。

8款の地方特例交付金でございます。この交付金は恒久的な減税に伴う村税の減収額の一部を補填するというものでございまして、今年度の額が確定いたしました。217万1,000円の増額でございます。

13款国庫支出金につきましては、まず保健衛生費国庫補助金、母子保健情報連携システム改修事業というのが出てまいりました。3分の2の補助率でございまして76万2,000円。

9ページに参りまして、3項委託金でございます。国民年金事務委託金ということで、システムの改修の関係でございます。10分の10の委託金ということで28万6,000円です。

14款県の支出金、子ども子育て支援事業費県補助金ということで、こちらも無償化の関係でございまして、10分の10の補助率ということで653万1,000円。それから多面的機能支払交付金、こちらのほうは4分の3の補助率でございまして157万5,000円でございます。

3項の委託金につきましては、全国家計構造調査の交付金、これも10分の10でございます。108万円。

15款財産収入でございますけれども、除雪車売り払い2台ございました。それから園児バスの売り払いということで125万円と45万1,000円の計上でございます。

17款繰入金でございますけれども、介護保険特別会計からの繰入金ということで、過年度の精算でございます。367万9,000円。

18款の繰越金につきましては、今回の補正で必要な財源の一部に充てたいということで、前年度繰越金721万3,000円を計上したものでございます。

11ページをお願いいたします。

19款諸収入でございます。後期高齢者療養給付費負担金過年度精算返還金がございました。294万2,000円でございます。それから、保育園の副食費の受け入れということで、今まで保育料に含まれない分を徴収するために雑入で受けます。130万9,000円の計上でございます。

20款の村債につきましては、臨時財政対策債1,060万円の減額でございます。これは今年度の発行可能額が確定したために減額するものでございまして、この臨時財政対策債につきましては後年度において100%交付税算入されますので、地方交付税と一体として考えてもよい機会と言えるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 14ページ、2項1目の説明のところの補助金、あらかわ病児保育センター、これを関川村の子供たちはどのくらい利用したか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 30年度の決算になりますけれども、登録制でありまして、登録者は9名です。実際の利用は年間35人、累計で35人と、1人の人が何回も利用しているということになります。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 16ページをお願いします。農業費の7目多面的機能支払交付金が210万円上がっている。10組織で面積の関係でということだったんですけれども、面積が広がったという捉え方でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 面積の関係ですが、この補正予算の前に当初予算があったわけなんですけれども、そちらのほうで見込んでいた面積よりも多くなったということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 9ページの14款県支出金の説明欄、子ども子育て支援事業費県補助金653万

1,000円ですが、これは無償化の分が全部県から来てこの金額というふうに理解してよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） このたびの子ども・子育て支援法の改正に伴う幼児教育無償化につきましては、全額国が手当てしますということで100%でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私は10ページの上のほうの財産売払収入、除雪車売払収入2台ということですから、1,250万円、結構高く売れたなというふうに思うんですけども、買うときの補助金とか起債とかを入れれば、ほとんどただで購入したのかなというふうに感じるんですけども、その関係と、あと園児バス、これも1台ですか、売って差し支えなかったものなのか、間に合うんですか。その辺教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 一問一答で。

○8番（平田 広君） じゃあ最初の除雪車の関係、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 除雪車の売り払い1,250万円、結構いい値段で2台売れたんですが、1台当たり、今回購入しているのは1,800万円近くかかっていると思いますので、それなりに補助金をいただいて支払いのほうをする予定にしております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広君。

○8番（平田 広君） じゃあ園児バスのほう、よろしくお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 園児バスにつきましては、平成30年度までは3台で運行しておりました。ただ、1台、今回売り払いたバスにつきましては、平成17年購入で走行距離が18万キロ超えておりました。大分傷んでおまして修理を重ねてまいりましたけれども、利用する園児の数も減っておりまして、運行経路を31年度から変更いたしまして2台で運行することにいたしました。

1台につきましては売り払いということで処理させていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

それでは、15時15分まで休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

午後3時02分 休 憩

---

午後3時15分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 申しわけございません。先ほど一般会計の説明の中で、私、間違っ  
て説明したところがありましたので、訂正をお願いいたします。

17ページの土木費で道路台帳管理委託料90万円ございましたけれども、私、説明で大島バイパス  
の関係で旧国道が村道になった箇所というふうに申し上げましたけれども、正しくは国道脇の側道、  
脇の道路の分でございます。平成31年3月に県から移管された分が正しいということでございま  
した。訂正をお願いいたします。290の側道。以上でございます。

---

日程第17、議案第59号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第17、議案第59号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計  
補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第59号 令和元年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算  
（第1号）は、受診者数がふえることによりまして運営費の追加補正及び人事異動に伴う人件費の  
補正でございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第59号について説明させていただきます。

関川診療所特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ260万円を追加いたしまし  
て、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,560万円とするものであります。

304ページ、歳入をお開きください。

診療収入につきまして237万8,000円を追加するものでございます。

5款繰越金につきましては22万2,000円を今回の補正の財源にするものでございます。

305ページ、歳出をごらんください。

1款1項1目一般管理費の2節、3節につきましては人件費の補正でございます。人事異動に伴うものでございます。

7節賃金につきましては、看護師1名を7月24日から増員させていただきました。

18節備品購入費につきましては、医療機器の購入ということで脈拍の測定器、指につけて測定するものを購入するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18、議案第60号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第18、議案第60号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第60号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、

人事異動に伴います人件費の補正及び前年度事業費確定に伴う国県支出金、一般会計繰入金等の精算でございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第60号について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ1,930万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,040万円とするものであります。

406ページの歳出をごらんください。

1款1項1目2節から4節まで人件費の補正であります、人事異動に伴うものでございます。

407ページ、4款1項1目3節職員手当等でございますが、住居手当については職員の手当について追加するものでございます。

5款2項1目13節委託料、紙おむつ給付事業委託料マイナス6万6,000円ですが、14節使用料及び賃借料、認知症研修会を開催しました際に必要となったDVDの借り上げと予算の組み替えを行うものでございます。

408ページ、6款1項2目23節、介護保険過年度分返還金等2,002万1,000円追加でございますが、前年度決算に伴いまして精算を行うものでございます。

2項繰入金1目一般会計繰入金28節繰入金、一般会計繰入金でございますが367万9,000円、これにつきましても30年度決算に基づく精算でございます。

歳入をお開きください。404ページです。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2節過年度分ということ、23万5,000円の追加であります、30年度決算に基づく精算でございます。

4款1項2目地域支援事業支援交付金33万5,000円、これにつきましても精算に伴うものでございます。

405ページ、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に係るものでございますが、これも30年度決算に伴う精算でございます。

7款1項一般会計繰入金2目その他繰入金、これにつきましても30年度決算に伴う精算でございます。

5目の地域包括支援センター事務費繰入金、これにつきましては先ほど歳出のほうで人件費の補正をしておりますが、それに伴う追加の補正でございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19、議案第61号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第19、議案第61号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第61号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、大島地域のせきかわ浄化センター更新工事の追加工事実施に伴う増額補正でございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(渡邊隆久君) それでは、901ページをお開きください。

議案第61号 令和元年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億930万円とするものでございます。

初めに、歳出でございます。906ページをお開きください。

1款2項1目建設改良費15節工事請負費でございますが、せきかわ浄化センター計測負荷設備更新工事の装置取りかえによる300万円の増額でございます。

次に、歳入でございます。905ページをお開きください。

7款1項1目下水道事業債は、歳出で説明しましたせきかわ浄化センター更新工事の変更による300万円の増額と、当初、過疎対策事業債670万円を予定したものを合わせて下水道事業債970万円に変更するものでございます。

地方債補正は904ページのとおりです。

以上で、関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月24日午後3時30分から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時27分 散 会